

令和2年第3回（9月）定例会

西伊豆町議会会議録

令和2年 9月1日 開会

令和2年 9月11日 閉会

西伊豆町議会

令和2年第3回（9月）西伊豆町定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（9月1日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	4
○開会宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○開議宣告	5
○議事日程説明	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○行政報告	7
○一般質問	13
加藤 勇 君	13
高橋 敬治 君	30
山田 厚司 君	54
堤 豊 君	75
○散会宣告	94

第 2 号（9月2日）

○議事日程	95
○本日の会議に付した事件	95
○出席議員	95

○欠席議員	95
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	95
○職務のため出席した者	96
○開議宣告	97
○議事日程説明	97
○一般質問	97
増山 勇 君	97
西島 繁 樹 君	112
芹澤 孝 君	120
○報告第2号の上程、報告	143
○報告第3号の上程、報告	145
○報告第4号の上程、報告	146
○散会宣告	146

第 3 号 (9月3日)

○議事日程	148
○本日の会議に付した事件	149
○出席議員	149
○欠席議員	149
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	149
○職務のため出席した者	149
○開議宣告	150
○議事日程説明	150
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	156
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	165
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	170
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	172
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	179
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	205
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	208

○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	211
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	214
○認定第1号から認定第6号の一括上程、説明	218
○監査委員の決算審査意見及び財政健全化判断比率等の審査意見	232
○認定第1号から認定第6号の質疑、委員会付託	238
○休会の議決	243
○散会宣告	244

第 4 号 (9月11日)

○議事日程	245
○本日の会議に付した事件	245
○出席議員	245
○欠席議員	246
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	246
○職務のため出席した者	246
○開議宣告	247
○議事日程説明	247
○認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	247
○認定第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	251
○認定第3号の委員長報告、質疑、討論、採決	252
○認定第4号の委員長報告、質疑、討論、採決	254
○認定第5号の委員長報告、質疑、討論、採決	256
○認定第6号の委員長報告、質疑、討論、採決	258
○諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	259
○諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	261
○発議第2号の上程、説明・質疑・討論の省略、採決	262
○発議第3号の上程、説明・質疑・討論の省略、採決	263
○常任委員会の閉会中の継続調査について	264
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	264
○閉会宣告	264

西伊豆町告示第97号

令和2年第3回西伊豆町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月21日

西伊豆町長 星 野 浄 晋

記

1 期 日 令和2年9月1日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1 番	堤	豊	君	3 番	山	本	智	之	君	
4 番	芹	澤	孝	君	5 番	高	橋	敬	治	君
6 番	加	藤	勇	君	7 番	山	田	厚	司	君
8 番	西	島	繁	樹	君	9 番	堤	和	夫	君
10 番	山	本	榮	君	11 番	増	山	勇	君	

不応招議員（なし）

令和2年第3回（9月）定例町議会

（第1日 9月1日）

令和2年第3回（9月）西伊豆町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年9月1日（火）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	堤	豊	君	3番	山	本	智	之	君	
4番	芹	澤	孝	君	5番	高	橋	敬	治	君
6番	加	藤	勇	君	7番	山	田	厚	司	君
8番	西	島	繁	樹	君	10番	山	本	榮	君
11番	増	山	勇	君						

欠席議員（1名）

9番 堤 和 夫 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	星	野	淨	晋	君	副	町	長	椿	隆	史	君					
教	育	長	鈴	木	秀	輝	君	総	務	課	長	高	木	光	一	君		
まち	づくり	課	長	長	島	司	君	窓	口	税	務	課	長	渡	邊	貴	浩	君

健康福祉課長	白石洋巳君	産業建設課長	松本正人君
防災課長	佐野浩正君	環境課長	鈴木昇生君
会計課長	森健君	企業課長	村松圭吾君
教育委員会 教務局長	真野隆弘君		

職務のため出席した者

議会事務局長	大谷きよみ	書	記	山本征司
--------	-------	---	---	------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（山本智之君） 皆さん、おはようございます。

会議を開会する前に申し上げます。本定例会の議席については、前回の臨時会同様新型コロナウイルス感染予防対策のため、変更させていただきましたのでご報告いたします。

9番堤和夫君から、今定例会を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告します。

ただいま出席している議員は、9名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回西伊豆町議会定例会を開会します。

議会運営委員長。

◎議会運営委員長報告事項

○議会運営委員長（加藤 勇君） 議会運営委員長から報告をいたします。本定例会は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、議会の傍聴席を16人までとしております。

以上、報告いたします。

◎開議宣告

○議長（山本智之君） 直ちに、本日の会議を開きます。

申し上げます。

本会期中、暑いようでしたら上着をはずして結構です。

質問、答弁は的確に分かりやすく、要領よく行ってください。また、発言される方は、マイクを近づけて発言されるようお願いするとともに、固有名詞などには十分注意して発言をしてください。

一般質問者は答弁中、苦しいようでしたらマスクを外してけっこうです。

◎議事日程説明

○議長（山本智之君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本智之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

8番 西島 繁樹 君、

10番 山本 榮 君、

補欠 11番 増山 勇 君を指名します。

◎会期の決定

○議長（山本智之君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月11日までの11日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月11日までの11日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（山本智之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の出張および会議の出務については、お手元に文書をもって配布いたしました。

次に、本定例会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿は、お手元に配布のとおりであります。

以上で、報告を終わります。

◎行政報告

○議長（山本智之君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より報告事項がありますので、これを許します。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、行政報告をさせていただきます。

先ず表紙をおめくりいただきまして、1ページから5ページにつきましては、私と副町長の主な行動執務でございますのでご覧を頂ければと思います。

6ページをお願いします。

総務課です。総務係、中国人殉難者慰霊碑の参拝についてでございます。例年でございますと、大沢里白川町内会との協働によりまして開催をしておりましたが、本年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、8月11日に私を含め、町3役と白川町内会長のみで慰霊碑を参拝させていただきました。

次に、行財政係でございます。固定資産評価審査委員会の開催についてでございますが、7月15日に固定資産評価審査委員会を開催し、制度や審査の流れについて意見交換をしております。

次に、特別定額給付金の受付終了についてでございます。8月14日、1人あたり10万円の給付を行う特別定額給付金の受付を終了いたしました。3,747世帯中、3,742世帯から申請があり、給付率は99.9パーセントでございました。

次に、検査管理係でございます。町有財産管理について。6月8日、沢田区長と、7月16日には、大浜区長と倒壊危険木の現地立会いを行い、危険木伐倒について協議をいたしております。

次の次のページ、8ページをお願いいたします。窓口税務課の納税徴収係、一番下段でございますけれども、静岡県個人住民税徴収対策本部会議表彰についてでございます。

静岡県個人住民税徴収対策本部会議におきまして、令和元年度の個人住民税の収入率が最も高かった団体として、西伊豆町が3年連続で静岡県個人住民税徴収対策本部会議表彰を受賞することが決定いたしました。

次のページ、窓口年金係の「社会を明るくする運動」につきましては、第70回「社会を明るくする運動」を7月1日から7月31までの1ヵ月間を強化月間とし、全国的に展開をされております。

今年度は、接触型の街頭キャンペーンを活動を中止し、広報紙に限定をしたPR活動を実施しております。

次に、10ページ、まちづくり課、企画調整係でございます。花火の打ち上げにつきましては、8月13日と16日、町内4か所におきまして、花火の打ち上げを行っています。これは住民の皆さまや関係者の頑張りによって、新型コロナウイルスの感染拡大が防止ができていくことへの感謝及び花火のルーツでもあります悪疫退散を願って実施をさせていただきました。実施にあたり3密対策としまして4か所同時に打ち上げを開始、また、開催日時につきましては、直前まで非公表とすることで、観覧者が集中しないように努めたところでございます。

次に、地域おこし協力隊についてでございますが、地域おこし協力隊は本日9月1日に新たに1名を任用し、合わせて4名となりました。

次に、商工係、姉妹町交流フェアについてでございます。姉妹町であります市川三郷町と、相互の町のPRや販路開拓を図るため、西伊豆町産地直売施設のはんばた市場を介しまして物産展を行いました。7月23日に、市川三郷町にあります「みたまの湯」において西伊豆町の海産物を販売し、7月24日からは、西伊豆町のはんばた市場におきまして市川三郷町の特産品であります桃の販売をし、多くの方にご来場をいただき大盛況となりました。

次に、観光係の海の安全祈願祭についてでございます。7月21日、乗浜海岸において、西伊豆町観光協会主催の「海の安全祈願祭」を開催いたしました。今年度は新型コロナウイルス感染症対策として、例年実施をしておりますサザエのつかみ取りや、ビーチフラッグは行わず、神事のみとさせていただきます。

次に、海水浴場の開設についてでございます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、ライフセーバーや緊急連絡員の確保ができなかったため、今年は9つの海水浴場のうち3か所を通常どおり開設し、3か所（浮島、安良里、黄金崎）につきましては一部を遊泳禁止、3か所（大浜、大田子、宇久須）につきましては、遊泳禁止とさせていただきました。一昨日をもって、閉鎖をいたしましたが、おかげさまで9会場につきましては事故もなく、乗り越えることができました。

次に、情報管理係、福祉センター公衆無線LAN（Wi-Fi）整備についてでございます。福祉センターにおきまして、避難所開設時の情報収集ツール及び役場庁内会議等をWeb会議方式で行うための設備として、公衆無線LANの整備を5月に実施し、6月から利用開始しております。

次のページの防災課、防災安全対策係。夏の交通安全県民運動につきまして、7月11日か

ら20日までの10日間で行われ、「すべての座席のシーベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」等を重点とし、該当キャンペーンなどを実施をしています。

次に、水難対策委員会につきましては、6月26日に、保健センター2階会議室におきまして、夏季対策連絡会と合同会議を開催し、水難事故発生時の連絡体制等の確認を行いました。

次に、災害警戒本部の開設につきましては、6月30日から7月2日、梅雨前線による大雨に伴い事前配備体制を敷き、大きな被害はなかったものの、町内4か所の避難所に6名の方が避難をされました。内訳としましては、宇久須に3名、安良里に2名、田子に1名でございます。

次のページをお願いします

健康福祉課、健康係、健幸マイレージ事業でございます。日々の健康に関する運動や食事の習慣、ボランティアなどの社会参加に対して、楽しみながらポイントを貯め自身の健康づくりに役立つ事業として、「健幸マイレージ」が実施されております。6月15日からシート修了者の特典として、サンセットコイン500ユーヒ付与に変更し、7月末現在84名に付与をいたしました。

次に、介護保険係、介護認定審査会については、5月14日から8月6日までに、7回開催をし、158名の方が申請を行い、150名の方が介護認定をされております。

次に、健幸づくり給付金につきましては、8月12日に健幸づくり給付金の案内を対象者2,975名に通知しております。

次に、福祉係の高齢者タクシー利用助成事業につきましては、8月1日から高齢者等に対して外出支援のためのタクシー利用助成を開始をしております。なお、8月10日現在の登録者数は43名でございます。8月当初は利用者さんは少なかったものの、日を追うごとに利用者は伸びていると伺っております。高齢者の移動手段として、今までの交通空白区域をカバーできたのではないかと思います。

次に、敬老の日の行事につきましては、今年度の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、すべての地区において式典を中止とし、各地区役員による祝品の配布等を行う予定になっております。

次に、環境課、環境衛生係、食中毒防止パレードについてでございます。7月21日に、西伊豆・松崎両町におきまして、食中毒防止パレードを実施いたしました。その際に役場本庁舎前で西伊豆食品衛生協会とレプリカ交換が行われたところでございます。

斎場供養祭につきましては、7月29日に、西伊豆町斎場におきまして、西伊豆町・松崎町

両町の関係者16名が参列のもと斎場供養祭を執り行わせていただきました。

次、産業建設課、建設係でございます。円卓会議につて、7月7日に、地域づくりに関する円卓会議がWeb方式で開催をされ、賀茂地域局長、下田土木事務所長、賀茂農林事務所長、私、及び副町長出席の下、町内工事の説明や要望など意見交換を実施いたしました。

次に、農林水産係の農業委員会につきましては、6月15日の総会で、農地法第3条申請が1件、非農地証明1件についての審査を承認されております。

また7月16日の総会では、農地法第3条の申請が1件、第5条の申請が1件ありまして、審査し承認をされております。

8月18日の総会では、農地法第5条申請が1件、農用地利用集積計画の決定について審査をされております。

また、8月20日には農地パトロールが実施されておるところでございます。

地籍調査につきましては、8月27日から9月24日までの間、保健センター及び産業建設課で令和元年に実施をいたしました、中、仁科地区地籍調査成果の閲覧を実施してございます。土地を所有されている皆さまに面積・地目等をご確認していただいております。

次のページをお願いします。企業課の水道事業でございます。水道施設の見学について、7月8日、仁科小学校4年生17名が先川浄水場の見学に訪れております。

次に水神祭についてでございます。7月17日、先川浄水場におきまして、西伊豆町管工事工業組合主催によります水神祭が行われ、安全・安心な水の供給、水道事業の無事故を祈願をいたしました。

次のページ、17ページをお願いいたします。教育委員会事務局、学校教育係、富士見町との姉妹町5年生交流につきましては、残念ながら新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、中止となっております。

次に、社会教育係でございます。町子ども会球技大会、郡子ども会球技大会、そして、しずおかスポーツフェスティバルにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となっております。

市町対抗駅伝競走大会に向けた練習等につきましては、7月1日に、保健センター会議室において、結団式及び候補選手説明会を行い、候補選手として34名が登録をされ、7月15日から毎週水曜日に合同練習を行っております。

わくわく体験村こども体験会につきましては、7月25日に、黄金崎根合駐車場におきまし

て、クラブの開講式を行いました。小学4年生から6年生までの12名が参加し、スノーケリング体験、SUP体験、係船釣り体験、シーカヤック体験など海に親しむ活動を行ったところでございます。

次のページをお願いします。青少年問題協議会活動についてでございますが、今年度は夏季街頭指導については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各地区のお祭りが中止となったため、実施をされておられません。

わんぱくクラブの開催につきましては、8月1日、2日の1泊2日で、富士宮市「県立朝霧野外活動センター」において開催し、町内の小学校5・6年生12名が参加をし、野外炊事やフォトハイクなど、自然に親しむ活動を行いました。また、2日目には、ミルクランドにおきましてバター作りの体験を行っております。

次に、施設整備係の制服展示会の開催につきましては、7月11日、12日の2日間、安良里にあります中央公民館の講義室におきまして、小学校6年生以下のお子さまがいる保護者を対象に統合中学校・小中一貫校における制服の展示会を開催いたしました。来場した保護者73名へのアンケート調査の結果、スーツタイプとブレザータイプに決定をしたところでございます。

次のページをお願いします。保護者説明会の開催でございます。7月20日、21日の2日間、中央公民館多目的ホールにおきまして、小学校5年生以下の子どもがいる保護者を対象に文教施設整備に係る保護者説明会を開催したところでございます。

説明会では、認定子ども園を小中一貫校と同敷地に整備した場合と津波浸水想定区域外の別用地へ整備した場合のメリット・デメリットのほか、プールを整備した場合と民間プールを活用した場合のメリット・デメリットについて説明を行い、来場した保護者45名にアンケート調査を実施いたしました。

各種委員会の開催については書面でございますのでご覧いただければと思います。

次のページ、監査委員の事務局、監査等の実施につきましても、記載のとおりでございます。他のものにつきましては、書面にて閲覧をいただければと思います。

次に、一般質問で検討すると言った項目などについて、ご報告をさせていただきます。

令和元年12月定例会、加藤勇議員の質問でございますが、主配湯所・副配湯所建屋の耐震状況はというご質問をいただき、現在まで耐震診断は実施しておりません。このため現在の建築基準に適合しているかは不明でございます。町は、建屋だけでなく、温泉管を含めた温泉施設全体の耐震計画が必要と考えており、令和2年度に温泉事業の経営戦略策定業務を予

算計上する予定でございますと答弁したものにつきましては、予算を取り、7月に温泉事業経営戦略策定業務の委託契約をいたしましたので、その中で耐震化を含めた経営戦略を策定し、順次整備を進めていきたいと思っております。

次に、副配湯所屋外配管共架施設の錆対策についてご質問がございました。現在、補修箇所や方法などを検討していると答弁したものにつきましては、腐食が激しい箇所が見られましたので、3月にこれらを補修させていただいたものでございます。

次に、債券運用の件の質問に対し、街灯料金の減免などにとの質問がございました。町といたしましても、運用当初より利回りにつきましては、住民に還元できる方策に使わせてほしいという方針でございました。ある程度の利回りが出ておりますので、令和2年度から地区の街灯料金につきましては、すべて町の負担ということにさせていただいたところでございます。

次に、同議会におきまして、高橋敬治議員からご質問のございました健康増進センターのトイレ改修についての質問がありました。令和2年6月定例会におきまして、補正予算700万円を計上し、ご承認をいただきましたので、さっそく発注をさせていただいたところでございます。工事内容につきましては、既存トイレの洋式便器を新しいものに取り換え、和式便器2器のうち1器を洋式便器に取替え、多目的トイレにつきましては、会議室を改修し、新設をしております。工期につきましては、7月17日から10月15日までとし、現在工事中でございます。

次に、宇久須川の台風の復旧についてご質問いただき、下田土木事務所に強く要望してまいりますと答弁をいたしました。下田土木事務所に要望を行い、その後土木事務所松崎支所から宇久須川の築堤の点検調査を行い、改修工法の検討をして工事を進めたい。点検調査の事業費を来年度令和3年ですけれども、予算要求をするという回答をいただいております。

次に、同議会におきまして、芹澤孝議員から質問のございました、市町村の中には同窓会の開催に対して、郷土愛の醸成、Uターンの促進等による定住人口の増加及び地域経済の活性化を図ることを目的として、補助金を出しているところが少なからずあります。当町においても同窓会に補助金を出す考えはないでしょうかとのご質問に対しまして、答弁では他市町の状況を見た中で対象年齢を設定しない場合は高齢者の利用が多くなり、定住人口の増加はさほど期待できないようでございますと、答弁をさせていただきました。直接的に同窓会の支援というものにつきましては、今後も難しいとは思いますが、今年は新型コロナウイルスによる経済の立て直しのため、国や町も補助制度を設けております。例えば国のG o T o

トラベルキャンペーンと町のバイ・シズオカを組み合わせることによって、半額以下でホテルなどにお泊りいただくこともできますので、ぜひこういった機会に同窓会を開催していただければと思います。

次に、令和2年6月定例会におきまして、芹澤孝議員から質問がございましたコロナ対策の支援策というのはいくつもあって理解しにくい。情報が錯綜しているので相談、申請について印刷物を配布してはとのご質問があり、答弁で議員がおっしゃるように住民にわかりやすいようにそういったものは今後配布していく方向で検討していきたいというふうに思っておりますと答弁をしたものでございます。

8月15日に個人向け、事業所向けを2面に分け、申請種別、申請先、問い合わせ先などを記載したものを全戸に配布をさせていただきました。

以上、報告を終わります。

○議長（山本智之君） 行政報告が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時01分

◎一般質問

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与します。

◇ 加 藤 勇 君

○議長（山本智之君） 通告1番、加藤勇君。

6番、加藤勇君。

[6番 加藤勇君登壇]

○6番（加藤 勇君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私の大きい項目は防災対策についてでございます。

(1) 避難所確保について。

令和2年度「施政方針」の「防災・災害対策」では、「平成30年度から行ってきた防災会議・タイムラインの作成も、令和元年度で、ある程度の形が出来上がり、令和2年度はそれらを基に実際に即した避難所運営の訓練を行うほか、備品の配備見直しなどソフト面での充実を図りたい。こうしたことを行うことによって、自助・共助・公助の機運が高まり、いざ災害が発生した際に人命の被害を最小限に抑えられるものと考えております。」とのこと。

また、「大規模災害時における避難生活に関しては、まずは町内公共施設での避難生活を想定しておりますが、状況に応じてホテルなどの施設も利用させていただくこととなります。」と表明されております。

そこで、安良里地区の避難所確保について伺います。

①避難所確保の必要性について。

安良里地区の令和2年6月1日現在の人口は1,019人、うち65歳以上の高齢者は628人で、高齢化率61.6パーセントと、町全体の4月1日現在の49.9パーセントに比較しても高く、高齢の方々が多く暮らしております。

その多くが、津波浸水想定区域内に住居を構えており、大規模災害時には多くの方々が避難所での生活が必要となります。

安良里地区には、平成28年に完成した「西伊豆町消防団第2分団詰所」の2階に、延べ床面積146平方メートル、収容人員48人、一人あたり所要面積3平方メートルが整備され、既に運用がされております。

津波浸水想定区域外には、この分団詰所以外に避難生活が可能ない公共施設がありません。安良里地区に避難所確保の必要性はありませんでしょうか。

②避難生活を送る施設について。

津波浸水想定区域外である国道136号の山側、中田避難地周辺には、約50件の住宅しかありません。

一般住宅への避難を想定しても、全ての住宅が耐震構造ではないと思いますので、多くの方々が避難生活を送ることは不可能と考えます。

避難生活を送る施設は、どこを想定されておられますか。

③学校施設を避難所に決定することについて。

避難生活ができる公共施設は、賀茂小学校、賀茂中学校が想定されますが、防災計画等に、

安良里地区住民が避難できる教室等を事前に決定しておくことはできませんでしょうか。

(2) 認定こども園の建設予定地について。

統合認定こども園と統合小中一貫校は、令和6年度開園・開校を目標に、現在の仁科小学校と西伊豆中学校の敷地内に建設することで検討が進んでいます。

本年3月27日の議会全員協議会で、認定こども園の建設予定地は、「地質調査の結果、大規模地震時には液状化すると判定されたため、擁壁の基礎対策にコストがかかる」「盛土造成予定地には粘土層があるため、盛土による将来的な地盤沈下が懸念される」「盛土造成に伴う擁壁工事により町道浜寺川線の改修費用が発生する」「栗原神社等の移転補償費が発生する」「栗原の土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)」の対策が必要になる。

これらのことから、別の用地案として中地区の牛置案が示されました。

「牛置」は「土砂災害特別警戒区域の隣接地となるため、対策が必要になる」「仁科川氾濫時の対策を考慮する必要がある」との説明を受けました。

そこで、認定こども園建設予定地について伺います。

①「文教施設等整備委員会」等での協議事項について。

7月9日の伊豆新聞の報道で、7日に「文教施設等整備委員会」が開催され、「認定こども園」について仁科地区の津波浸水区域外へ建設するという新たな案を提示したとありました。

委員会では、「より安全と言える場所があるならその方が良い」と新案に前向きな委員もいれば「新校舎を防災拠点とし、そこに幼小中を集めるという構想が前提だったはず。」と既存の案を支持する声もあり、意見が分かれたとありました。

8月11日の議会全員協議会では、新たに先川への建設案も示されました。

「文教施設等整備委員会」等での「認定こども園建設」の協議状況はいかがですか。

②「安良里に用地を取得する」の復活は。

認定こども園の建設予定地が「牛置」や「先川」で検討されることは、検討を進めていた統合小中一貫校との同一敷地内の構想から外れるものと考えます。

平成30年8月9日の「文教施設整備委員会」で検討されていたときの資料にありますが、「賀茂幼稚園を伊豆海認定こども園に先行統合し、安良里に用地を取得し、新設統合する」という、教育委員会事務局案(1案)の「安良里に用地を取得する」の復活はありませんか。

安良里地区に建設することは、避難施設としての活用も可能となります。

③建設予定地の最終決定権者は。

認定こども園建設予定地の最終決定権者は町長ですか。

大きい項目（3）イエローゾーンの指定について。

3月7日の静岡新聞の報道で、静岡県は地震・津波対策の一環として、すでに指定済みの伊豆市・東伊豆町・河津町に加え、下田市・南伊豆町・松崎町の沿岸部の一部を「津波災害警戒区域」（イエローゾーン）に指定したとありました。

指定を受けた市町が、津波避難施設や津波避難訓練などの事業を実施する場合、「地震・津波対策等減災交付金の交付率アップ、上限額の撤廃が受けられる。」とありました。

県は本年度、津波対策等減災交付金「津波対策がんばる市町認定制度」を創設。交付率は3,000万円を上限に2分の1だが、イエローゾーンは上限なしの3分の2となるとありました。

また、県は「本年度から4年間で100億円の交付金を用意する。」とも報道されていました。

西伊豆町は未指定となってる状況を踏まえ伺います。

①西伊豆町は対象区域でしょうか。

イエローゾーンとは、「津波が発生した場合に、住民の生命、身体に危害が生じるおそれがある地域で、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を整備し、いざというときに津波から「逃げる」ことができるよう、県知事が指定する区域」とありますが、西伊豆町は対象区域でしょうか。

②指定の有無による交付金等の比較は。

イエローゾーン指定の有無により、本年度、町が実施している津波ハザードマップの作製や周知、津波避難タワー建設や避難路整備事業の交付金等状況比較はいかがですか。

イエローゾーン指定ありの場合となしの場合の交付金等の交付率の差がわかるように示していただきたいと思います。

③指定に向けての考えは。

2月7日の静岡新聞の報道で、「賀茂地区の津波対策進捗状況報告会」では、「静岡方式・津波対策推進事業」で、管内25か所の津波対策方針が決定したと公表され、その上で津波対策地域づくり法に基づく推進計画を4市町で作成し、2022年度までに「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」に全市町が指定される予定であることが明らかになった。とありました。

今後の指定に向けての町の考え方はいかがでしょうか。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（山本智之君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） それでは、加藤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、大きな1点目の防災対策について。

（1）避難所確保について。

①避難所確保の必要性について、お答えをさせていただきます。避難場所は各地区に必要と考えています。しかし国の示す公共施設の人口一人当たりの床面積において、現状の西伊豆町においても、多すぎるという判定をされ、今後公共施設を減らすように指導がきておりますことから、議員がおっしゃるような整備は行えないと考えております。

次に②の避難生活を送る施設についてでございますが、災害の度合いにもよりますので、必ずそうなりますということを申し上げることはできません。地震は発生したものの、津波の被害がなかった場合には、自宅の安全を確認し、自宅避難、津波の被害にあった場合は、まず、一時避難所に避難をしていただき、津波が引いたのちに消防団詰所2階及び身内の安全な施設、また他地区の公共施設、ホテルなどの順番に避難場所を広げていくことになると思います。

次に③の学校施設を避難所に決定することについての質問でございますが、公共施設への地区分けにつきましては、被害状況がわからなければ収容すべき全体像がわかりませんので、事前の告知は難しいのではないかと考えております。

次に（2）の認定こども園の建設予定地について。

①「文教施設等整備委員会」等での協議事項について、協議状況はいかがかのご質問でございますが、8月11日に議会全員協議会でお示しをいたしました先川案で概ねご理解を頂けているものと考えております。

次に②の「安良里に用地を取得する」の復活はありませんかのご質問でございますが、当初町では旧洋ラン跡地が利用できないことから、東日本大震災以降、幼保園の保護者から津波の到達しない安全な所での保育を要望する声を尊重し、安良里の中田避難地案を出しましたが、緊急時に兄弟で違う地区へのお迎えに行くことに対するご意見や、平時であっても、近くにいるほうが安心するという声が多くあり、診療所の近くであれば発熱時などの病児保育も可能になるので、保護者にとってはメリットがあることを示しましたが、叶いませんでした。結論からしますと、小中のある敷地内での建設を勧めましたが、文教施設等整備委員会から出ている意見にもありますように、総論では良いが、各論では経費が掛かりすぎるとの声もあるため、同一地区の津波浸水区域外での提案をし、ご理解をいただいているところでございます。

議員のおっしゃる安良里地区につきましては、平成30年度にすでに却下されているものでございますので、災害時に避難所への活用もできるというご意見、ごもつともではございますが、この案の復活には無理があると思います。

次に③の建設予定地の最終決定権者は町長ですかとの質問ですが。

私が最終的な方向を決めることになりましたが、用地取得に関わる議案を上程した場合には、最終決定者は議会になるのだろうと思います。

次に（3）のイエローゾーン指定についての①西伊豆町は対象区域かとのご質問でございます。③と関連がございますので一括で答弁をさせていただきます。県内沿岸21市町が対象になっており、当町も対象区域でございます。イエローゾーンは、いざというときに津波から逃げることができる区域の指定となっておりますので、当町は避難困難区域の解消を優先し、津波避難タワーの整備によって津波避難困難区域を解消し、いざというときに逃げる場所を設定してから、指定を考えております。逃げることができる状態でないにも関わらず指定することは無責任と考え、津波避難施設である避難タワーなどが完成した後に住民の合意を図って指定しようと考えております。

次に②の指定の有無による交付金等の比較は、とのご質問でございますが、イエローゾーンの有無につきましては、交付金等の比較資料をお手元に提示させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

令和元年度事業費で対比しますと、県費及び市町村振興協会の交付金につきましては、イエローゾーンを指定しますと、事業費全体の12分の1に対して、指定を受けないと18分の1の対象となり、差額は782万4,000円の増となり、合計で1,568万4,000円の増となります。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之君） 加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） それでは、再質問をさせていただきます。

避難所の必要性について、先ほど答弁では国の制度により、当地区は多すぎるから減らさなければならないというふうなことのようでしたが、同じ地区でも別々に考えていただきたいと思うわけですが、先ほども言うておりますように、安良里地区に関しては、消防団詰所しかないわけでございますので、地域的には不足しているというふうに考えるわけですが、そういう対象にはならないのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 国の示しております公共施設等の管理に関するものにつきましては、

地区別というものは当然ございません。町民一人当たり、西伊豆町でございますと、6.2平米あるわけでございますが、自治体の全国平均でいきますと、3.22平米と、約西伊豆町は全国の倍あるというものでございます。当然安良里地区にはそういったものが消防団詰所2階しかないだろうというご意見もごもっともだと思いますけども、安良里には中央公民館も公共施設ということでございますので、そういったものを含めると、全体の公共施設が多いという事には変わりはないというものでございますから、議員のおっしゃることをもし実行しようとするならば、津波浸水区域内にある公共施設はすべて解体取り壊しをし、浸水区域外にすべて新設しなければいけないという議論になりかねないので、なかなかそういったものについては、予算的には不可能だろうと思います。

○議長（山本智之君） 加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 中央公民館の施設があるよということですが、地震、津波避難対策については、当然使えない施設になるということになるわけですよね。そのために、津波浸水想定区域外に施設がないことには、地区の方の安全は保たれないということで聞いているわけです。ですから、中央公民館があるから安良里地区の数字が上がっているから駄目だということにはならないと思うんですが、いかがですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 私が言っているのは、津波の時ではなくて、あくまでも公共施設の面積で答えをさせていただいております。公共施設の面積につきましては、先ほども申し上げさせていただきましたように、全国平均の倍、西伊豆町は一人当たりの面積があるわけでございますので、これについて国のほうからは是正をしろということを言われておりますから、減らさない限り、増やすこともできないし、半分に減らしてやると全国平均ですよということでございますから、津波想定区域外に新設をするのであれば、浸水区域想定区域内をまず壊さないことには、なかなか難しいんではなかろうかというものでございます。

○議長（山本智之君） 加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 第二次西伊豆町の総合計画で、防災安全部門の危機管理体制の強化という中で、課題としまして、大規模災害が発生した場合には、津波や山崩れ等の被害により、各地区が孤立する可能性があり、災害対策本部の支部の立ち上げや、外部からの早期支援が困難な状況が予想されます。また、防災減災対策の強化では、現状として本町では旧建築基準法で建てられた昭和56年以前の家屋が多く存在し、その多くが耐震性に問題があると考えられる。課題として津波避難困難区域を解消するため、多くの津波避難施設を整備する必要

があると書かれております。

安良里地区は先ほどから言ってますように、特に避難施設が不足していて、その対策が必要と考えるわけですが、この第2次西伊豆町総合計画に対策はどのように考えておられますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 津波被害の対策のみの1点で言うのであれば、議員のおっしゃることはごもっともだと。それは町としても認識しています。ただ結局、町が施設を造るという事になりますと、公共施設ということになって、国の基準で多すぎるというところに公共施設はまた増設はできないということになりますから、学校施設も要は下駄をはかせて津波浸水区域から外れた教室を造っていく。それについては、古い建物は減らしていくということですから、プラスマイナスではゼロになるということになりますので、議員のおっしゃることが理解ができますので、もしそうであるならば、中央公民館を先に解体をするということをししないと公共施設の数は減らないわけです。ですからなかなかそこが難しいのではなかろうかと。

津波のことを考えれば、議員のおっしゃることはごもっとも。それは町としても理解しております

○議長（山本智之君） 加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 一番災害を受けるのは、想定されるのは、南海トラフ地震ということで、津波対策を特化して対策することは必要なんではないでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですから、津波避難タワー、今、安良里で工事中でございますけど、仁科、そして新たに今宇久須のほうも土地を購入し、津波から命を守るという施設の建設は進めているところでございます。それはなぜかと言いますと、まず命を守らなければいけない。その次に、避難場所を確保しなければいけないということになります。津波が引いた後に、もし中央公民館が使えるのであれば、それは津波浸水想定区域内なのかもしれませんが、避難所としては活用できるということになりますので、一概にすべての施設が津波浸水想定区域外になければいけないということにはあたらないというものでございます。

○議長（山本智之君） 加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） これも昨日の静岡新聞ですけども、今年の3月19日の静岡新聞で南海トラフ地震についての社説がございまして、その一部についてですけども、南海トラフ沿い

で巨大地震の恐れが高まり、気象庁から臨時情報が発表された際の住民や企業の防災対応についてですが、静岡県は内閣府が策定したガイドラインの国の指針に基づいた県版指針を公表したとありました。県版指針では、国の指針をより地域の実情に合わせ、県内市町が具体的に対策を検討するように策定すれど。国の指針が求める1週間の事前避難が必要となる地域や、住民の設定、要配慮者への対応、考え方などを示したとありました。

市町は県版指針を受けて、20年度内に臨時情報が出た場合に住民が取るべき対応策を定めて、防災計画に盛り込むとありました。昨年3月に公表された国の指針では、警戒対応となった場合、津波など地震が発生してからでは、避難が間に合わない地域の住民には、1週間の事前避難を求めることになっているともあります。

地域によっては、高齢者、要配慮者が多い、地震発生から津波の襲来まで時間があまりないなどの事情を抱える可能性がある。市町は実態を踏まえて、安全に避難できる対応策を検討してもらいたいとありました。また、住民の事前避難先は、原則知人や親類宅とされているが、避難先を確保できない人が身を寄せる場所も決める必要があるとも示されていました。

安良里地区の多くの住民が、先ほど町長が津波避難タワーを造ってくださっているというのは、それはたいへんありがたいわけですが、そればかりではなくて、やはり津波タワー周辺以外の方でも避難が間に合わない地域に居住しておられる方がおるわけですよ。

国の指針にあります、避難が間に合わない地域の住民には、1週間の事前避難を求めることになっているとありますし、避難所確保は必要だと思うわけですが、町の方針としまして、防災計画の中に、先ほどの学校施設を避難所にまずしておく、事前に1週間そこで避難できるんだよということになりませんか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員の質問されていることは、たぶん二つ物事を分けないといけないと思うんですが、1週間の事前避難というのは、あくまでも予知が想定でございます。ですので、逃げる場所、知人、友人、親類が津波想定区域内にご自宅がある場合は、そちらに逃げていくことも可能だろうというふうに思っております。その場合には、公共施設を提供しなくても、ホテルであったりという所に、自ら事前避難をすることも可能でございますので、そういった対応をできるのではないかと。

ただ、私達は突発的な時にどうするかということ、公共施設を使いながら考えますので、その時はまず津波が来るのは西伊豆町は5分と言われておりますから、2分間は自宅にいて揺れをしのぎ、残り3分でいかに逃げるかというところで、避難場所から200メートル圏内の

所で円を描き、安良里地区につきましては、今建てております津波避難タワーを建設することによって、ほぼ全域がカバーできるだろうというふうに思っておりますので、200メートル圏内に避難所がないお宅は基本的には想定はされてないというようなカウントになろうかと思えます。

それはそれ、先ほど言われた議員の、事前からわかっている所に公共施設をとすることは、またそれは別問題で考えていただかないといけないし、もし、それでもどうしても避難できないということがあるのであれば言うのであれば事前避難ということは多少、対応は、対応はできるのではなかろうかと思えますけども、安良里の住民全員が公共施設での避難を求めたらそれは当然不可能だろうと思えます。

○議長（山本智之君） 加藤議員、質問3回目になっておりますので、次の質問に移るか、次回の質問を最後にさせていただきたいと思えます。

加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） そうしましたら、その施政方針が大規模災害時における避難生活に関しては、まずは町内公共施設の避難所生活を想定しておりますが、状況に応じてホテルなどの施設も利用させていただくことになるとありますが、今もありましたが、事前の避難施設が決まっていることで、避難もスムーズにいきますし、その1週間あるいは、被災を受けた後の避難でも、その避難生活におきましては、隣近所顔みしりの人と生活ができることで、自助、共助、施設管理、避難施設の管理、また避難者の把握などにもスムーズにできるのではないかと考えるわけですが、いかがですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 事前にそういったことがしてあって、そのとおりになればいいんですけど、災害はそのとおりに基本的にならないという想定で、町としては考えなければいけないと思えます。もしかすると、安良里は被災をするんだけど、宇久須は被災しない可能性もあります。ただ、賀茂小、賀茂中について、宇久須地区の何区何区とすべて割り振りをしてしまった場合には、安良里の方が行った時に、ここは違う区だから入れないねということも当然想定されるわけでございますので、発災した状況を鑑みて、どの程度の施設が必要なのかということで割り振りをしていくことのほうが、より多くの方を収容できるのではなかろうかというふうには考えております。

○議長（山本智之君） 加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） その、当然安良里地区にはそういう施設がないわけですので、私は賀

茂中なり賀茂小なりということを考えているわけですが、そういう被災を受けた時に割り振る、被災の状況によって割り振ることは、私が言うように安良里地区のどこどこはここですよというふうな前提で割り振りのことは、考えられるということによろしいのでしょうか。

○町長（星野浄晋君） 前提で割り振りはできますけども、前提で割り振ったところが、被災した時には前提は覆ってしまうわけですよ。なので、被災後全ての施設がどういった状況になっているかということ把握しないと、危険な所に収容することも不可能でございますので、その時の状況に応じて判断をしなければいけないということでございます。もしかすると賀茂小に安良里地区の住民の方を皆さん避難所として使ってくださいと言った時に、建築が古いので、もしかしたら賀茂小が壊れているかもしれません。そうすると安良里の住民はどこにも入る場所がないだろうということになってしまう可能性も、当然出てくるわけでございますので、状況に応じて考えなければいけない。その時に公共施設が足りないのであれば、ホテルの安全性を確認した上で、こちらのホテルをご利用くださいということになるかというふうに思いますから、それはもうケースバイケースで判断していくしかなかなかろうかというふうに考えております。

○議長（山本智之君） 加藤勇君。これは2番目の質問でよろしいですか。では次の質問に移ってください。

加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） それでは、認定こども園の建設予定地についてのほうに移らせていただきます。先ほど文教施設整備協議事項については、全員協議会のところで合意を得てるというふうなことですが、それにしましても、認定こども園の建設予定地は、現在も検討中ということによろしいのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 用地もまだ取得はしておりませんし、基本的には諮問答申の関係でございませぬので、ご意見をうかがって最終的には町と当局、そして議会にご報告をした中で決定をしていくということでございますから、今現在は決定とは言い切れる状況にはないかと思っております。ただ、これ以外の案が多くの方のご理解をいただけるかというのと、町のほうとしては、そのように思っておりませぬので、先川案で皆さんにご理解はいただけるものだというふうに考えております。

○議長（山本智之君） 加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） その先川案ですけども、幼、小、中の建設予定地は同一敷地内といふ

うなことで進んでいたわけですが、その先川案になりますと、建設予定地と同一敷地内ではないということになろうと思うわけですが、それでも仁科地区に小、中一貫校は、現在の場所、先川に幼稚園という、仁科地区を特にいいというふうに考えた理由は何になりますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） いいといって考えたわけではございません。私は後ほど芹澤議員から質問がございますけれど、小、中、幼すべて同じところに建てるのがいいというふうに、これは保護者の意見もそうです。安全な所で教育、また保育をしていったほうがいいということとは、変わりございません。

ただそうは言っても、すべて一か所に建設をするということの費用と、この認定こども園をはずすことによる費用の軽減ということを天秤にかけますと、やはり数億円のお金が浮くということであるならば、ここの部分を少し離れた所になりますけども、建設することはもうしょうがないだろうというふうに考えております。

ただ、議員は先川にどうせ変えるんだったら、安良里に持っていっても一緒じゃないかということをご議論されたいんではないかと思いますが、先ほど壇上で申し上げさせていただいた時に、平成30年の時点で、保護者の皆さんに病児保育もできますよ、ですから先にこちら中田避難地は浸水区域外にありますし、今まで津波の心配があつて怖い所で保育をするなと言われたご意見もありますから、ぜひ建てさせてほしいということを行いましたけども、ただやはり、兄弟が違う所へお迎えに行くことへの反発であったり、平時においても同じ近くにあったほうが良いという意見が多数でございましたので、その案は却下されたということでございますから、もし議員の言うことを町が取り入れますと、住民保護者の方の反発を受けるということにも当然出てくるわけでございますので、その願いは叶わないのではなかろうかという答弁はさせていただいたものでございます。

○議長（山本智之君） 加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 私が安良里地区に復活をという意味合いの中には、安良里地区の用地ならば、中田地区だろうと考えるわけです。この地区は国道に近くて、公共交通の通園も可能になろうと思えますし、町内の片隅にも偏らない位置にもなります。また安良里診療所も近くにありますので、徒歩での通院が可能で、子ども達が急な病気というふうなことになつても、建設地としての状況は非常に良いと考えているわけです。それで、町全体の総合的な防災対策としまして、住民の安心安全のためを考えることは大切なわけですが、認定こども園の建設は実施しなければならない事業ですし、津波避難施設の少ない安良里地区に認定子

ども園を建設して避難施設を併設する、あるいは代用することによって、先ほど必要ではないかと言ったことの避難施設として活用ができるというふうに考えるわけです。西伊豆町内全体の、安心・安全が確保されるのではないかと考えますが、その点はかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） そのへんにつきましては、すでに平成30年の時点で町当局としては考えておりました。ただ、その案が飲んでいただけないということで却下をされ、今の案に落ちているというものでございますので、それをもう一度蒸し返すことは町としてはできないというものでございます。

○議長（山本智之君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時45分

◎一般質問

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 避難施設がどうしても必要だということで、もう1点質問させていただきますが、仁科地区、田子地区、宇久須地区には、ご承知のように避難施設として多くの方々を収容できる学校施設があるわけです。安良里地区に建設することは、唯一多人数を収容できない安良里地区の防災対策になると考えるわけです。西伊豆町津波防災地域づくり推進計画がありますけど、安良里地区の被害想定として、令和2年1月1日現在の人口1,042人で、人的被害の死者想定が714名、津波による建物被害が全壊及び半壊が440棟、地震による建物被害、全壊、半壊が約120棟。課題としまして、土砂災害警戒区域内の家屋が多く、地震によるがけ崩れや耐震のない家屋の倒壊など、人的、建物被害が発生する。多くの家屋が津波被害を受ける。避難所となる施設が浸水区域外には少なく、避難所の確保が必要であるなどと示されております。

人的被害を最小限に抑えることは、防災対策の最重要課題と考えるわけですが、この西伊豆町津波防災地域づくり推進計画は、令和2年3月に第一版として、出されていますから、

まさに現町長が最高責任者として整備されたものだと思うわけですよ。本年7月2日には、大雨による土砂災害により堂ヶ島地区の国道136号線わきの法面が崩れて、24時間以上の通行止めが発生いたしました。幸いにも地元遊漁船の協力を得まして、人の往来が確保されたわけですが、巨大地震が発生した場合には、多くの箇所でも国道だの通行止めが発生し、多くの孤立地域が発生すると考えられます。

ホテルに避難とか、当然、賀茂小、賀茂中に避難もできない安良里地区に留まらなければならないような状況にもなると思うわけですが、今までに、安良里地区では津波防災対策の一環として、安良里診療所、消防第2分団詰所の津波浸水区域外への新設移転、減災効果が期待できる網屋崎のウバメガシのオオバヤドリギ伐採への助成、津波避難タワーの建設、津波防災ステーション工事などが進められておるわけですが、要望しているのは、大規模事業になりますけど、不足しているのが、避難施設ではないかと考えているわけです。地域住民の安心・安全対策として、また町全体の安全対策として、安良里地区に津波避難施設を建設する、または検討を進める考えはありませんか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 検討するかと言われれば、当然地区的にそういったものが足りていないとか、浸水想定区域外に議員のおっしゃるような公共施設がないという事は、町としても認識はしておりますので、必要ということは認識はしております。ただ、そうは言っても、やはりすべてを造るにおいては、財政的な負担が掛かるという事もありますので、仁科施設の学校の統合について新設するものもなるべくご意見を聞きながらも、少しでも経費が節減できるような対策も取りつつやっている状況でございまして、お金がうなるほどあるのであれば、すぐにでも建設を検討しますという答弁をしたいわけではございますけど、なかなか今、西伊豆町はそういう状況にないということでございますので、議員からすると残念な答弁と言われてしまうかもしれませんけども、今現時点ではそういったものを検討し、建てますということはなかなか答弁としては言えないのではなかろうかと思えます。

また、東日本大震災が起きましてから、いろんな対策を行っていますが、仮に東海地震が起きたとしても、地震だけで済むかもしれないし、というようなことを想定をしますと、西伊豆町は海も近い、逆に山も近いというようなことでございますので、皆さんはご存知ないかもしれませんが、田子小学校の裏山は40数年前に崩れて校舎の1階を埋めたというようなこともございますので、あそこは津波は来ないかもしれませんが、もしかすると地震による山津波によって、校舎が使えないという可能性も当然あるわけでございますけど、ほか

の地区につきましても、地質がやはり、仁科についてもボーリング調査の結果よくないということがわかったというように、軟弱地盤の上に建っているということも当然あるわけでございますので、今ある公共施設がすべて使えるという断定もできませんので、なかなかここにこうしてということをしてすべて想定をして型にはめて動くことができない。だから、その場その場にたって安全な場所を確保して避難所として活用したいということで、答弁をさせていただきますので、地震があつて津波があつたけど、建物が100パーセント絶対建っていて安全で使えますという確証はない限り、町の方としては、なかなかそれを言い切ることができないというものでございます。

○議長（山本智之君） 加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） それでは、(3)のイエローゾーンの指定についてに移らせていただきます。さきほど町長の答弁のほうから、いわゆる事業費についての説明があつたわけでございますが、資料にありますように、仁科浜津波避難タワー建設工事、これの精算額と安良里地区の津波避難タワーの建設工事、契約額の総額で、県の交付金と静岡県市町村振興協会の交付率の違いで、町費の持ち出しが出たわけですが、指定された場合に総事業費で4,694万9,000円。されない場合が6,259万7,000円で、うちはその指定にされてないものですから、6,259万7,000円の自己資金ということになって、結果的に町費が1,564万8,000円増えたということにこの表でいくと見られるわけですが、何か対策はされたんでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 費用についての対策はできませんので、しておりません。ただ、ものの考え方ですね。議員先ほどからおっしゃっているように、私達としては避難場所がすぐにもほしかったという状況がありますので、このイエローゾーンの指定をするのに何年かかるかわからない、若しくは合意が取れなくてイエローゾーンの指定ができないかもしれないというリスクをおって、2年3年建設を遅らせるよりは、確かに議員おっしゃるように1千何百万の損失ということがあたるのか、わかりませんが、この費用が国、県から来なかったとしても、1日も早く建設することのほうが町としては有益というふうに考えて、このイエローゾーンの指定をする以前に建設を始めておるものでございます。

ただこれは、県のほうにもお願いをしております、私たちはイエローゾーンを指定しないわけではないと。ただ、県が言っているように、いざという時に津波から逃げることできる区域という指定であるならば、逃げる場所がないのにイエローゾーンの指定をすることはそもそもおかしいだろうと。だからイエローゾーンの指定をする、イコール逃げる場所を

確保するために先にお金をくださいというような要望は常々してございますが、なかなかそのことを県がご理解をいただけないということで、今こういう状況になっているというものでございます。

○議長（山本智之君） 加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） それでは最後の質問にも関わるわけですが、今までにイエローゾーンに指定してくれ、あるいは指定したい、県の方の立場でね。そのへんの話し合いというのは十分にされたと思うわけですが、町の意向としては、まず補助金をということだったんですけど、そのへんの中で早く早く指定したらどうだというふうな動きというのは県の方から指導があったということでは理解してよろしいんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 県のほうは、施設ができるできないは全く関係なく、イエローゾーンに指定したという事実がほしいというふうに私達としては受け取れております。それをしてくれたら見返りに補助金の額をアップしますよということでございますから、実情何も変わらなくても、イエローゾーンに指定さえしてくれればというのが県のスタンスではないかと思えます。

ただ私たちは住民の生命、財産を守る立場からすると、イエローゾーンの指定云々よりも、まずは避難場所を確保することのほうが最優先なので、そちらを優先させていただいた。先ほど答弁させていただきましたように、先ずは安全な場所に避難できる所がイエローゾーンでいうのであれば、それを造るためのお金をくださいということを言いましたけど、叶わなかったということでございますので、県のスタンスとも町のスタンスが違うということで、私達はイエローゾーンの指定は安全が確保できない限りはしないということで、今だに指定はされていないというものでございます。

ただ令和5年、2023年までには、西伊豆町もすべての整備が終るということで計画をしてございますので、それ以降には西伊豆町含め全ての市町がイエローゾーン指定になるというふうには考えております。

○議長（山本智之君） 加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） これも新聞の中身ですけど、県知事が指定するイエローゾーン区域内では、津波ハザードマップの作成、周知、避難訓練の実施、避難場所や避難所の確保、避難困難者利用施設、福祉施設や病院などにおける避難確保計画の策定などに取り組むこととされていきますとあります。

イエローゾーン指定によって、基準水位の公表、不動産取引の際にゾーン内に位置することの説明は必要ですけれども、津波災害特別警戒区域オレンジゾーンとは異なって開発や建築の行為制限がかかることはないと言われておりますので、住民説明会等が必要だろうと思うわけですが、そんなに長い時間イエローゾーンに指定されない。逆に言えば、もっと早く指定される方法があれば、先ほど言いましたように県の補助金ですか、上限もないというような、本年度から4年間で100億円の交付金を用意するというふうなことはあるわけですが、そのためにはイエローゾーンに指定されたことのほうが仕事をやるにしても有利だと思うわけですが、そういう方向にはなっていないのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 確かに、この県の言われている100億円云々という話はございます。ただ、私達がこのイエローゾーンに指定をしなくて、まずはそういった避難施設を確保していくという時の予算は、緊防債であったりというようなもので、もともと県としては予算があったものが、まだ、だぶついているというか該当して整備をするところなので、まだこれは使えますというような、ほかの有利なものを活用したりなどというようなことをしておりますので、ですからさっき議員がおっしゃったように、3分の2が3分の1で、町の負担が多くなっているだろうとは言いつつも、1,600万ぐらいの負担増で済んでいるというものでございますので、これだけを使わなければいけないのではなく、ほかのものもうまく活用しようと思えば使えるというような補助金をうまく活用して町の負担は減らしながら、どうにか住民のニーズには応えられるようなことをしてございます。

県のほうは、イエローゾーンを指定したからすぐさまなにかということは言いませんけれども、やはり中には地価が下がることを懸念されて反対する方も当然あると思いますし、そういったものを考慮した場合、一概にイエローゾーンを指定する住民説明会や懇談会をした時に、100パーセント賛同が得られるとはやっぱり限らないわけでございますので、取れないという危険をおかすのであれば、このぐらいの費用負担で済むのであるなら、先に整備をしたほうが、住民のためにはなるというふうな判断を町としてはしております。

○議長（山本智之君） 加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） このぐらいの費用負担というのが多い少ないという問題になろうかと思っておりますので、イエローゾーンに指定することによって事務的な事業が増えるんでしょうけれども、補助金の率は当然上がるわけですので、財政事業が厳しい中で、このぐらいの金額ということではなくて早めにと言いましょうか、早急にと言いますか、まずはイエローゾーン

に早めに、先ほど2023年までということでしたが、もっと早めに指定することによって町費の負担が少しでも軽くなるということにもなろうかと思うわけですが、早めに指定するという考え方にはなりませんか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 早めに指定するメリットは、金銭的なメリットは確かにございます。ただ、安全でないのにイエローを指定するということは、住民の心情的にはマイナスなわけですよね。津波避難タワーがあつて安全になりましたので、ここをイエロー指定をさせてほしいということであれば、まだご納得いただけるんでしょうけれども、先ほども議員通告の中でもおっしゃったように、いざという時に津波から逃げることができるよう県知事が指定する区域が、イエローゾーンなんです。

逃げられない区域があるわけです。西伊豆町の場合は。であるならば、先に逃げられる区域にしてから指定するのが筋ではないかと私たちは思っております、それをするためにイエロー指定をしなくても指定するために整備をするので、県に費用を出してくださいということを常々言ってますけども、それが叶わないので、この費用負担が町に出ているということでございますので、もし言われるのであれば、国のほうに方針を変えていただいでイエローを指定するための整備についても補助金を出せということをお願いいただければありがたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） 加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君の一般質問が終わりました。

暫時、休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時06分

◇ 高橋敬治君

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告2番、高橋敬治君。

5番、高橋敬治君。

[5番 高橋敬治君登壇]

○5番（高橋敬治君） 議長のお許しを得ましたので、壇上から一般質問を出します。

コロナ禍ですので、私の一般質問は1点、森林整備についてに絞って行います。

1. 森林整備について。

森林整備に関する一般質問は、昨年6月と9月の定例会に引き続き、3度目になりますが、現況まだまだたくさんの課題が残されているのではないかとおられますので、改めて質問いたします。

(1) 森林経営計画について。

森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。

①町が認定している森林経営計画の進捗状況はいかがでしょう。

②森林経営計画を立てるメリットはどこにあるんでしょうか。

(2) 町有林の整備について。

町有林は長期にわたって整備されずに放置されていたが、ようやく平成29年度から少しずつではありますが整備を開始しています。

町長は、平成31年3月に「西伊豆町森林整備基金条例」を制定し、1億円の基金を積んで町有林の整備促進に意欲を示しました。

①町有林整備の実績は。

②今後の計画は。

(3) 森林環境譲与税について。

国は地球温暖化や災害防止に森林が果たす役割が大きいとし、森林整備・保全の財源として、2024年度から「森林環境税」を導入することを決定し、徴収開始を待たず前倒しをして「森林環境譲与税」を昨年度から各自治体に配分しています。

①昨年度の譲与税の用途は。

②今年度の譲与税の用途は。

③今後の具体的な活用案は。

以上でございます。

○議長（山本智之君） 町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） それでは、高橋議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、大きな1点目の森林整備について。

（1）森林経営計画について。

①の町が認定している森林経営計画の進捗状況はとのご質問でございますが、現在6件の経営計画が認定されております。5か年の計画でございますので、間伐の計画面積と実行面積を比較した実行率には差がありますが、計画別に79.6パーセント、54.3パーセント、27.1パーセント、39.8パーセント、9.9パーセント、9.2パーセントとなり、平均すると31.7パーセントでございます。

次に②の森林経営計画を立てるメリットはとのご質問でございますが、森林経営計画に基づき施業を行うことにより、森林環境保全直接支援事業や、合板・製材生産性強化対策事業の補助対象となり、事業者の負担が少なくなります。

次に、（2）の町有林の整備について。

①町有林整備の実績はとのご質問ですが、平成29年度に6.1ヘクタールの間伐、令和元年度には8.5ヘクタールの間伐を行い、合計で14.6ヘクタールの整備を行ってございます。

次に②の今後の計画につきましては、令和2年度事業として、宇久須地区39林班の町有林10ヘクタールの間伐を計画してございます。9月入札会での発注で準備を進めております。令和3年度以降は林業事業体と共同で森林経営計画を策定しておりますので、林業事業体と協議しながら施業計画を進めていきたいと考えております。

次に、（3）の森林環境譲与税について。

①昨年度の譲与税の使途はとのご質問でございますが、令和元年度の実績としては、森林経営管理制度の実施に伴う全体計画立案業務を94万6,000円で委託をしております。この業務では森林経営管理制度を活用し、荒廃した森林を整備するにあたり、町内の森林の状況を把握し、整備を優先すべき対象森林の抽出や、優先順位の選定などの計画立案を行いました。残りの412万2,000円につきましては、森林整備基金に積み立てをしております。

次に②の今年度の譲与税の使途はとのご質問ですが、令和2年度の使途としましては、森林経営管理制度の実施に伴う森林所有者意向調査業務を行います。この業務では前年度に実施をいたしました森林経営管理制度の実施に伴う全体計画立案業務に基づき、森林所有者に森林整備の意向を確認するもので、事業費は400万円でございます。残額につきましては、今後の森林整備等に多額の費用が掛かりますので、基金に残す予定でございますが、災害防止

国土保全機能強化等の観点から、重要インフラ施設の森林整備や、風倒木被害の処理等にも対処したいと考えてございます。

次に③の今後の具体的な活用案につきましては、先ほどの今年度の譲与税の使途でもお話をさせていただきましたが、森林経営管理制度の実施に向けて計画を進めますが、災害防止国土保全機能強化等の観点から、重要インフラ整備の森林整備や風倒被害木の処理等にも対処したいと考えてございます。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） それでは、再質問していきたいと思います。町が認定している森林経営計画、町長6本と言いましたけど、私は7本じゃないかなというふうに思っておりますが、そのへんは間違いなく6本でしょうか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 今現在あるのは6本で、令和2年度、今現在作ろうかなというものも一部計画されているものもでございます。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 作ろうかなというのは、民間事業者ですか。それとも町ですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 民間事業者です。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 先ほど、それぞれの進捗率を町長からありましたけども、この中でもう任期、任期といいますか計画の期間が来年の1月のもの、それから来年の1月のものが2本、それから来年の4月、これが1本あるわけですね。これらは少なくとも3本、それ以外のものは数年ありますけども、この3本については、いわゆる最低の計画の間伐面積、これに達していますか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 下限面積に、3本のうち2本は達していますが、1本はまだ達していないものがございます。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） その1本については、期間がたぶん来年の4月と思うんですけども、今後4月までに達成できる可能性はいかがでしょう。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） まだ期間がありますので細かいことはまだ言えませんが、達成するように指導はしていきたいと思っております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） これ計画期間までに、もし達成できなければ、どういう措置を町はするのでしょうか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） それにつきましては、一部補助金なんかももらっており、県を通じてもらっておりますので、県と協議しながら対応のほうは考えていかなければいけないかなと思っております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 今回の補助金、交付金のたぐいは、おそらく森林経営計画を立てる前段階ですね。森林整備地域支援活動交付金というのがあるわけです。森林計画を立てるというのは、民間事業者なり町なりが、ある林班、あるいは林班をまたいで、あるいは非常に個人でたくさん持っている所が属人計画と言いまして自分の所の山、これで森林経営計画を立てるわけですけども、これの前提として自分がこの林班で例えば経営計画を立てたいという時に、事前に町長と契約をして、こういう地域の森林の調査、所有者の調査、所有者の意向、こういうものを確認して所有者から委託契約を受けて、受けた面積によって細かいところがありますけども、従前は1ヘクタールあたり1万9,000円、これは国の交付金なんですよ。

昨年私がしつこく町に申し入れをして、この交付金、町も25出してくれる。イコール県も25出すということで、今年度から倍付になっているわけですよ。ですから今まで1ヘクタール1万9,000円だったものが、3万8,000円になった。単純に言いますとね。そうしますと、非常に意欲のある業者、これが森林経営計画を立てたいということで、こういう交付金を活用して計画になるわけですけども、そういった交付金をすでにこの経営計画を立てることによって、少なくとも民間事業者の場合にはもらっているわけですよ。

そうしますと、さっき課長が言われたように、もしその交付金を基にして経営計画を立てて経営計画がいわゆる未完に終わった場合には、ここの交付金にも影響してくるといって、そういう理解でいいですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） まだ、細かいことは県に確認しておりますが、そのような

ことになるかと思われます。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） もう少し細かいところに入らせていただきたいと思うんですけど、この中で先ほどまだ未達の事業者、これが1者あります。ここのいわゆる、森林整備地域活動支援交付金、それから、森林経営計画、この中で当然、例えば森林整備地域活動支援交付金を頂く時には、先ほど言いましたように、所有者に十分な説明をして、そして、こことここと、ここの何林班のお宅の持っているどういう所について我々に契約、経営委託をさせてくださいという、いわゆる捺印もらって進めるわけです。その書類を町に出すんだと思うんですけども、実はこの中でその所有者から、そういう契約をした覚えがない、こういう訴えが今あるんですけど、ご存知ですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） そういう訴えがあるということは聞いております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） それは、先ほどから言っています地域活動支援交付金の段階ですよ。その後、森林経営計画を組む。この段階で、実は森林経営計画の前提となる支援交付金、この時にもらった委託契約以上の林班、こういうものが森林経営計画に載っているんですけど、それはご存知ですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 細かい当初の支援事業の時の林班と、計画立てた時の細かい突合まで確認しなかったもので、そのへんはわからない。今、高橋議員に聞いてそのへんは初めて確認しました。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） その支援交付金もらった時と、経営計画出した時の面積だとか、そういうものが違うよというのは、という事は書類上目を通してないということですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） その時、申請があった時に確認は担当課長がしましたけど、その後、私が実際に目では確認しなかったもので、そういった不手際をいたしました。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 課長、今私がという答えしましたが、これは29年度とか、そういう時の問題なんです。今課長が目にしらないのは当たり前。その当時の課長が目にしたかどうか。

つまり、書類がきちっと体裁を整えて申請がされていたかどうかの確認はしましたかと。もちろん書類は、すべて体裁が整っていれば、この書類が例えば不正に作られたとか、これは間違いなだとか、そこまでの確認を役場の職員なり担当に求めていけば、ある意味ではこの人材ではちょっと酷かなと思うんですけども、少なくとも28年かな、26年から始まっていきますね。交付金26年。経営計画は28年。この時点で書類上、町に提出された書類上は問題なかったですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） その時には問題なかったかとは思いますが、ただ、高橋議員がおっしゃったようなことがもし、細かい再チェックというのが今現在してない段階です。提出された時点では正しかったと考えております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） そうすると、この申請、両方の申請、交付金の申請、つまり地域活動支援、町長と契約を結んでやった。やった結果、その成果によって交付金をもらっている。それからそれを基にして、森林計画を立てた。この計画の時に申請された書類、この両方について、所有者は私は契約をしていないと、こういう発言をしてますので、このへんについて、町はこれからじゃあもう一度業者なり、あるいは所有者なり、これに対して事情調書を行うということで、いいですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 事情聴取というところとあれですけど、申請されてきた書類の再確認というものは行う必要があるのかなと今思います。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） ここで詳細にあまり言いたくないんですけども、私が少し見せてもらった段階から言えば、すでにこの業者の森林経営計画、経営計画は、来年の4月13日までとなっていますよ。ところが所有者と契約している、その委託契約、これは平成32年3月末ですよ。つまり今年の3月でもう切れているわけですよ。先ほど課長がこれから最低下限の間伐を面積をクリアするために、指導するなり何なりという話をしましたけど、すでに所有者と委託契約切れているんですよ。この点についてはどうですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） そのへんちょっとまた契約書、地主さんと契約した契約書があるかと思しますので、またその日付等も確認してみたいと思います。それでまた、これも

どういう対応ができるのかどうか、県などとも協議をして進めたいと思います。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） この業者というのは、ちょっとたちが悪いといえますか、言い方悪いですが、この所有者の森林、契約していない所を無断で伐採したという、これが所有者の言い分です。それが今回私が質問している内容ですけど。これ以外に、昨年3月、実際には一昨年の12月に発覚したんですけども、松崎町の岩科財産区、ここの山、これを誤伐してるんですよ。これで去年の3月に松崎町議会でも議論されていますし、岩科財産区がそのトラブルの解消について話し合っています。最終的にどういう解決になったかというのは、特に我々の問題でないんで、ここではつまびらかにしませんけども、そういう問題がある。

それから、昨年度の国有林、関東森林局のホームページ見てもらうと分かりますけども、平成31年度の仁科地区森林環境保全整備事業、これは関東森林局、いわゆる国有林の事業なんです。これを、確か4,500万ほどでここ受けたんですけども、期限までに到底終わらないという確認があって、この8月19日まで関東森林局から指名停止をくらっているんですよ。この、今問題にしているところは、平成30年3月、これに契約していないところを伐採されているということで所有者が問題提起している。これで町にも質問が行っていると思います。質問というかお伺い。それからこの方は県にも行っています。そういう中でやはり個人が行っても、町の窓口、県の窓口、書類として体裁が整っている、こういうことで説明を受けてそれで終わりなんですよ。

でも、ここにきてやっぱりその事業体から、確かに自分らに非があるというような文章も、その所有者に来てます。ということは、これは交付金に関わってきますから、おそらくこんなことをしていると会計監査員かなんかに、検査の対象になってくる。国の交付金ですから、可能性もあるんでしっかりとやっぱり調べて、ことの顛末をつまびらかにしてもらいたいというふうに思います。先ほど一応調べるということですので、これはこの程度で終わっておきたいと思います。

それから次に、先ほどの森林経営計画の中に、西伊豆町の森林計画、これを林班計画81林班、これは鷹ノ巣の残土処分場がありますよね。これを林道の柵宜の畑倉見線、及び林道堀坂線、これで囲むような、ちょうど何て言うんですかね、残土処分場の堀坂側からずっと下流まで、処分場の下流まで、これをまたぐ区域なんですけども。これが森林経営計画これが出ているにも関わらず、今年度実施の予定がない。つまりここが平成29年度に先ほど町長からありましたけど、約6.1ヘクタール。それから平成30年度、これ残念ながら入札不調、不調

というか不落ですね。それから令和元年度、これ先ほど合計で8.何某と言いましたけど、実際はこの81林班7.85ヘクタールですね。これ全部、予算書から何から調べました。この81林班、つまり町の森林経営計画の中にある81林班の未実施分てのは、何年度の事業になるんですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 81林班につきましては、木を間伐できる、施業できるのが残り少ない面積、山の中の急峻ですので、81林班に関しましては、今後は施業をする考えは今の所ございません。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 民間事業者の見本にならなければいけない町の森林経営計画が、81林班で立てられて、実際にやってみたけれど、傾斜がきついただとか作業土が入れられないとかで、もうお手上げですと。これってちょっとひどい話じゃないですか。もう一度見解を。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 場所的に難しい所もございますので、また施業者、事業主さんに相談して、どういう方法があれば可能かというのを押さえつつ計画を立てることができれば、施業に向けては考えたいと思いますけども、もしそういった事業体のほうも難しいよといったら、そのままになるかと考えます。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 最後のほう、もそもそでわからないんですけど、この最低間伐面積というのはいくつですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 最低下限面積は13ヘクタールです。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） そうしますと、どれだけやっているんですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 13.8ほどやっております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） そうしますと、さっき言ったようにぎりぎり、取り合えず最低はクリアしている。まあなんとか面目は保っている。だけどこれ以上は非常に施業が難しんで、おそらくこれは実施されない。あるいは実施したとしても当初の材を出すとかいう計画でなく

て、おそらく切捨て間伐というふうになるということ、この事業経営計画の甘さ、町、誰が立てたか知りませんが、非常に甘い経営計画ですね。こんなことをしたら、民間事業体を指導できませんよ。それだけは反省してもらいたい。あるいは、今後の参考にしてもらいたいというふうに思います。

それから、その80林班をあきらめたということで、今年度の予算は先ほど説明ありましたが、予算上では39林班というふうになってますけども、これを39林班にした理由はどうしてでしょうか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 施業者さんなんかともちょっと相談なんかもしまして、共同で計画を立てますので、そのへんを確認しまして、このあたりでしたら施業もしやすいかなというので、それでまたこちらのほうも国の補助金もらってできるもので、こちらのほうを今年度考えました。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 今施業者さんと共同で計画をという話でしたけども、町の予算というのは使い方は、これ施業者と共同でやるということじゃなくて、単独した39林班を入札にかけて発注するということでしょう。そうすると、その隣でやっている事業体が取らなければ共同にはならないじゃないですか。その点はどうなんですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 今、共同と言いましたのは、参考意見を聞かせてもらったということになります。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） そうしますと、あくまで今回39林班を計画したすぐ隣で民間事業体が施業してるけども、いろんな参考意見は聞いたけども、必ずしもここと共同でやるという事ではないという理解ですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 施業自体は、入札に出してやるような考えでおります。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 後ほども質問しますので、これはこれですけども、この39林班というのは、隣で今言ったように、民間の事業というか、施業しています。ここの主なものというのは、実は宇久須財産区、ここの山なんですよ。宇久須財産区。これは、今のままでい

くと、やっぱり作業道等が非常に造りにくい。ところが、この39林班これを町がやってくれることによって、これは宇久須財産区が持っている所有している森林の整備が画期的に進むというメリットがあるわけですね。そうしますと、そのへんはやはり町の入札制度を覆せとはいいませんけども、やっぱり従来から言っている、あるいは町長もおっしゃったように、現在民間事業者がかなりの面積でやっている。それに隣接している町有林ですね、これを共同計画、あるいは長期の委託契約、こういうことを結ぶことによって、広域化集約化、それから効率的になることによってコストダウン、これが図れると思うんですけど、そのへんについての考え方はいかがですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） そういった考え方があるので、担当課が、今行われている民間事業者さんといろいろアドバイスを頂きながら、お互いWin-Win（ウィンウィン）の関係は取れないかというようなことで議論をされているものだと思っております。ただそうは言いますが、先ほど議員がおっしゃったように入札制度というものは、当然あるわけですので、そういったものは堅持しつつも、やはり町も業者さんもやりやすい恰好が一番良かろうというふうに思っております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） まあそういう方向で、ぜひ町も考えてもらいたいという要望はしておきます。それから、森林経営計画を立てるメリットといいますと、やっぱりその今までほとんど民間の所有者が山の整備ができなかった。こういうものを整備してもらうことによって、やっぱり山の価値が上がる。今後の見通しが立つということで、安心してまでいくかどうかわかりませんが、これ子孫に残せる山になるということもあるでしょうし、それから森林経営計画というのは、さっき言ったようにかなり広範囲な、つまり一人の所有者だけでなくて複数の所有者、50ヘクタール、100ヘクタールをまとめてやりますもので、非常に今の段階で言えば、まだまだその交付金、補助金頼みですけども、所有者に負担がかからない。所有者がお金を出す必要がなくて、なんとか整備が進んでいる。こういうメリットがあるわけです。

それから、やっぱりそういう仕事が経営計画が今6本と言いましたけど、これがどんどん増えていくことによって、やっぱり雇用を作る。西伊豆町、なかなか毎回言いますが、企業誘致だとかなんだかんだ言ってますけども、こんな所に企業、大きな企業が多数の雇用が可能な企業が来る可能性というのは非常に薄い。皆さん努力してはいますが、努力してくれてはいますが、非常に薄いと思います。だけど、森林てのは、西伊豆町というのはこれだけ

のフィールドを持っているわけですよ。そうすると、林業、しかも整備の必要な林業、こういうところでやっぱり仕事づくり、路網を造るだとか、伐採、搬出、それからそういうものの加工、それから流通、それから場合によってはそういう切り出したものを利用するという事で、非常に地域の活性化のためには必要な事業ですので、ぜひこれから森林計画をよく立ててもら。そのためにいろんな交付金とか補助金とか、非常に去年拡充してもらいました。おかげで、例えば松崎に非常に優秀な業者いるんですけど、今年地域活動支援交付金、これを使って、やはりある広さの計画を立てたいということにも繋がっているんです。ですから、ぜひこれの今後バックアップを今後お願いしたいと思うんですけど。

この森林経営計画を立てる上でちょっと気になる事例がありまして、それはなぜかと言いますと、森の力再生事業、つまり今静岡県が森づくり県民税、皆さんから400円これ税金、納税してもらって森の力再生事業というのやっています。これは、森の力というのは、ある所有者さんと非常に面積1ヘクタール以上ですから、非常に小さな面積です。これをさっき言ったように森林経営計画はいらないうです。ただ行って、もう基本的には4割間伐、40パーセント間伐なんですね。これを木をパタパタ倒していく。そして切捨て間伐、つまり切捨て間伐ということは、作業道、こういうものは基本的にはあまり造らない。ですから将来に繋がらないわけです。今必要だから間伐はしますけど、それは将来材を出すための道になるとか、そういうような事業じゃないんですよ。

それからさっき言ったように、40パーセント切るということで、地主さんにとっては、あんないい木を4割切られたらたまらんよというのもあるんですよ。こういう問題点がありますし、民間の事業体が森林経営計画を立てたいと言った時に、森の力でやったところが、虫食い状態、歯抜け状態で存在しているんです。そうすると、その地区というのは、森林経営計画とかを非常に立てにくい。あるいは事業体は当然、利益が出なければやりませんから、立たないですよ。

ですから、森の力はもちろん県の事業です。ですけども、町に確認があるからです。これこれこういう事業体が、これこれこういう所をこういう所でやりたいという、それについて西伊豆町はどうですかという確認がたぶんあると思います。農林からね。この時にやっぱり、西伊豆町の森林計画全体のね、これに沿って、やっぱり森の力事業を、そんなところでことことやられたら困るよというような見解も一つ持ってもらいたい、こう思いますけども、いかがですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 森の力整備事業のほうはまた、森の力整備事業で、小さいところとできるというメリットはありますけども、この間のタウンミーティングでも、そうなるちょっと計画はたいへんだよという意見を出された地主さんなどもおりましたので、そのへんはうちのほうで県に出てきたのを、これは駄目ですというのは難しいかと思えますけども、そのへんはまた県と協議しながらいい方法がないか、やっていきたいと思えます。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 県から出てきたから町のほうは駄目ですと言えないということですけどもね。そういうこともあろうかと考えまして、この8月28日でしたか、これは自民党の県の自民党政調会長会議、これ下田でありまして、当然出先の署長さんなんかが出てます。その席で森の力再生事業はいい事業です。町にも負担がかからないですしね、森林が少しずつではありますけども、整備されている。しかし、今の話題というか、お願いはしました。業者から出てきた時に、やっぱり森林整備の基本は森林経営計画なんですよ。これを立てて、要は計画的に森林を整備していく。広範囲に高効率でやっていくというのは基本です。もうスポット的に、うちはもう機械がないからとか、そんな難しいことはない。とにかくこの1ヘクタール、2ヘクタールを間伐するんだというような事業体、これは必要な事業体ですけども。町の皆さんの大切な森林は、やっぱりそういう森林計画を前提として、やっぱり町としても考えてもらいたいと思えます。

もう一度、そのへん返事ください。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 先ほども申しましたが、事業主体が県ですので難しい面があるかと思えますけど、またそういったことも、県と相談しながら進めていきたいと思えます。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 次行きます。町有林の整備ですけども、先ほど少し触れました。今年度の計画、39林班ですね。これ9月の入札会でやるということですけども、これは先ほど言いましたように、隣で林業業者が整備している。しかも、これから将来、宇久須財産区等の森林、それから、町も39だけじゃなくて隣接する38とか、そういう所にも非常に伸ばしていく。ですから、計画的に非常に路網の整備をきちっとすれば、隣と合わせてすれば、これは非常に大きな事業になっていくと思うんですよ。

今西伊豆町というのは、森林は1600ヘクタール。人工林、いわゆる杉檜、これが1100ヘクタールあるわけです。町長が前おっしゃっていますけど、毎年5ヘクタール、10ヘクタール

やったって100年やったって終わらないと。だけでもそういう隣接の業者なりと共同、あるいは何年かの複数年の委託、それをやっていけば、年に15、20、あるいは30ヘクタールやっていくことは可能なんですよね。ですから、積極的にさっき言ったように複数年の委託契約だとか、共同経営計画、来年度からはそういうことも考えているということですけど、もう一度それを宣言してもらいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 議員の言っていることは、十分に建設課長も理解はしておりますけども、なかなかやはり多年にわたっての委託というのが町としてできるかということが、やはりネックになっていくのかなと。いろんな所の森林組合さんがお取りになられている事業を聞きますと、これはプロポの形でそういったものを作って契約になっているというようなことがあるわけでございますので、もし、町がそういったものをかけるとしたら、この林班を多年にわたって契約をしたいので、プロポーザルで入札会をしませんかというようなことをやって、複数業者さんが入られての一社との契約をしたということであれば、可能なのかなというふうに思いますけども、そもそもここがやっている隣だから、あなたの所にいきなり委託ということになると、そもそもその入札の制度的に、これは随契に値するのではないかと言われた場合に、多年契約ができるのかというような問題も当然出てくるわけでございますので、議員のおっしゃるように先ほども言いましたけど、Win-Win（ウィンウィン）になるのは町としても当然わかっております。ただ、そのへんの難しさも若干ありますので、うまくそういったものを解消しながら、施業ができるような環境というのは、今後も取り入れていきたいというふうに思っております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） やっぱり行政のいろんな仕事の出し方ということから考えれば、町長のおっしゃるとおりです。ただ、やっぱり森林というかなり広いフィールドを相手にした場合は、今各地で森林組合とか、いろんな所で共同計画、あるいは業務委託という格好で複数年こうやっています。そういうのが取れるかどうかわかりませんが、たとえば指定管理的な格好で、町の森林を公有林班それぞれ指定管理する。あるいは、場合によっては、町の持っている町有林の近辺に森林経営計画を立てていただけませんか。そうすると、町のこの林班、共同計画にしてという、やっぱりそういうことで、とにかく森林整備、これから10年20年まだまだ仕事があるわけですから、積極的にやっていただきたいと思います。

町有林についてはそこなんですけど、先ほどの鷹ノ巣残土処分場ですね、81林班て言いま

したけど、実はもう相当前から気になっているんですけど、ここの最上段に放置されているいわゆる材木ですね、これはいつ誰が何の目的であそこに積んだのかという経過はわかりませんか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） いつはちょっと細かいものでわかりませんが、町のほうで切ってそこに置いたものだと聞いています。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） あれが堀坂林道建設するにあたって、あそこ、今、鷹ノ巣残土処分場になってますけれども、前段階として県があそこに残土処分しましたよね。その時に残土処分するんで必要な支障木として切ったものなのか、あるいはその後ですね、さらにそれを増やしていく。今の業者に委託する前ですね、法面にあったどんどん災害残土とか入れましたよね。その時点で支障になって切ったものなのか、そのへんの区別ぐらいはわかりませんか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 災害の残土を入れ始めたその後に切って置いたと聞いております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 災害残土の後。後ってことは今の倉見合同会社に委託する前なのか、倉見合同会社に委託した後なのかどっちですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） ちょっとそこまで細かい月日までは把握しておりません。申し訳ありません。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 我々からすれば、非常にこう、少なくともまずあれは間違いなく81林班の今の残土処分場周辺で切られたものだと思うんですよね。あの木を見れば、あれはいわゆる切った時点では、これ売れたと思うんですよね。ところが、もう数年放置されている。それで、今鷹ノ巣残土処分場をどうするかという問題になっている時に、もうあれが支障ですよということで、どこかに撤去しようということでまた見積もりを取っている。

ある事業者によれば数十万円であれば売却できるけども、利益にはならないけども、数十万円出せば処分できるというようなことも言われています。言いたいのは、町のその財産ですよ。少なくとも。こういうものがあぁやって長年放置されてもう今で、C材しか売れない。

C材でしかさばけないと。処分するのにも赤字ですよとこうなっているわけです。このまま朽ちていくと、今度は廃棄物です。廃棄物になったら、トン数万円という費用掛かるわけですよ。こういうのはやっぱり時の責任者、担当者これはね、やっぱり町の財産をそう軽々に扱ってもらいたくない。そういうふうに思います。

なぜこう言うかっていうと、林道なんかをやると、やっぱりそういう木が出てくるわけですよ。今度、今町の39林班やると言ってますよね。これ、大宇久須側から登ると、その手前に残土処分場がありますよね。おそらく、祢宜の畑倉見線、これを造る時に県が積んだ処分場だと思えます。その上にも乗っているんですよ。ただこれは非常に年数が経っているもので、もう非常にもう朽ちています。残念ながら廃棄物です。あれはね。だけど切捨て間伐の例からすれば、森の中なりそういう所に木を置いて、それが朽ちていくというのは、しょうがないことでしょうけども、あれだけ立派な木が道のすぐ脇に積まれて何年か経って廃棄物化している。もうこういう状態というのは、一般町民から見れば、これは町のやり方っておかしいよねという疑問を持つと思うんですけど、あそこの39林班のもう朽ちてきた木材というのは、どこの所有なんですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） ちょっと今、手元に資料がないもので、所有者確認ができません。申し訳ありません。

○議長（山本智之君） 一般質問の途中ですが、暫時急休憩します。

再開は、午後1時とします。

建設課のほうは、今の高橋議員の質問に答えられるようでしたら、昼休み中に資料を用意していただきます。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

◎一般質問

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

産業建設課長

○産業建設課長（松本正人君） 先ほど高橋議員のほうから、39林班付近の所に以前から材が置いてあるけどそれは何か、という問い合わせに対しまして、近くで施業している業者に確認してみました。近くで施業している業者さんのほうで、今現在ヒノキとか杉を切っておいてあるということですが、これもまだ新しいもので、それ以外の木が、その施業している業者さんの方が社長さんが、以前に十数年ほど前に切って置いた木ではないかというような話をおっしゃってました。ただ、その社長さんがいなかったもので詳細までは確認できませんでしたので、一度現場を確認しまして、ちょっと調べてみたいと思います。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） かなり前のお話ですので、その経過そのへんはわからないのはやむを得ないと思うんですけども、いずれにしてもそういう事例。

それから先ほども言いましたように、鷹ノ巣残土処分場の上部に積んである木、これは切った当時出せばそれなりにお金になった。しかし数年、あるいは十数年経つことによって、一方ではC材としてしか出せない。あるいは、もう一方では廃棄物として処分するなら処分する。もちろんああいう場所ですから、もう廃材に近いものをわざわざ廃棄物で処分するというのも、またこれコストのかかることで、一般の間伐材、捨て切り間伐と同じ扱いで森林の中に残置されるのは、ある意味でやむを得ないのかもわかりませんが。本来は、何回も言いますが、売却できるものを処分しないで、そこに置いておいて結果的に処分費用が掛かってしまうという事態だけは、これから森林整備を進めていく上で、町としてはそういう無駄なことはしないということを認識していただきたいと思います。

それからもう1点今度の契約で、これも通告外ですから回答は別ですけども、例えば今鷹ノ巣残土処分場で業者さんが、町から委託を受けてあそこやっています。その時に造成するために法面の木なんかを相当切りましたよね。数百本と切っているし、これからは場合によっては切るんですけど、その切った木の、つまり町の財産ですよ。その処分した、売却すれば売れる木の費用というのはどうなっているんですか。

○議長（山本智之君） いいですか。通告外ですが、回答しますか。

産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 手元に細かい契約書なんかがないんですけど、それも含めて造成費用の中に入っているものだと考えております。残っている木というのは、ほぼ上のほうに少しあって、両脇に数本ある分しかないと思います。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） まあ通告外ですのでね、あまりあれですけど。数本じゃないですよ。あそこはもともと、例えば災害残土終わってから今みたいに造成していく過程で法面3段目、4段目ぐらいの部分の木というのは相当切っていますよ。要は、これは町の財産なので、その造成費用の中で、いわゆる売れた材として町に入っているのか、それとも今課長が、それを含めて事業費だとかというふうに言ってますけども、例えば森林整備の時に町有林整備するわけじゃないですか。業者にやらせるわけじゃないですか。この時に売れた木は町の収入として入れているわけでしょう。整合性が取れないじゃないですか。それを聞いているわけですよ。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） あその木を売ったものを企業組合のほうで売って、町のほうの分を利益で収入したということは今まではございません。特にその木を売ったのを町の収入として入れなさいというのを、確か契約にはないかと思いました。

○議長（山本智之君） 高橋議員、通告外ですので、次に移ってください。

高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） はい。次の質問に移りますけどもね。結局、今のは何言いたいかと言うと、残土処分場を管理するわけでしょう。あそこを管理するための収入というのは、いわゆる町の建設残土、立米2,000円、それ以外のも2,400円。これ以外、そういう収入がある可能性があるよという指摘なんです。そういうことですから、もう一辺きちっと契約なり何なり調べてみてください。

次へ移ります。次は森林環境譲与税についてですけども、去年の使途、これは森林経営管理制度実施に伴う全体計画立案業務委託94万6,000円。これ予算書じゃなくて決算書に載ってますのでわかります。この中で全体計画、昨年度立ててくれたわけなんで、これの内容及び、その計画から実際の森林整備までの事業スキーム、これをちょっとお聞かせください。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 事業としましては町の森林を各地区に分けて、それぞれ今後計画を進めていく上で順番付けというのが、どこが一番どういった所が必要が高いかというのを調査をいたしました。それで調査結果としましては、宇久須地区が宇久須1と宇久須2、これは宇久須川の北側とあと神田地区、それと宇久須川の南側と、大久須地区の二つの地区に分けました。それで調査結果は、宇久須1地区、宇久須2地区とも非常に今後町のほうで事業を進めていく上で、ここのところは重点的に宇久須地区はやるほうがいいんで

はないかという結果が出ました。

それで次に築地から白川方面、その地区が次に必要性が高いと。あと仁科の中、一色、こういった所が高いと。ただ仁科の中、一色はもともとある程度道路整備されてますので、順番的には4番目ぐらいの位置付けになります。それで大沢里の宮ケ原とか祢宜ノ畑は、必要性はあるけど場所的に急峻なところが多いもので、施業の順番としては難しいのではないかと。田子、安良里地区というのは、もともと人工林が少ないということです、こういった所ですと、ある程度そういった杉、ヒノキが少ないもので、施業も適していない所が多くて、順位的は田子、安良里地区というのが一番低いような形、結果が出ました。

今後の進め方につきましては、また、今年度予算でアンケート調査などを行って意向を確認していくような形になります。ただ、全地区いっぺんにはアンケート、いっぺんに送ることができないので、今後数地区に分けてアンケートを送って、それに基づいて森林整備計画の整備をある程度、整備をどうするかを決める。それでまた次の年も別の地区のアンケートというふうに少しずつずれて並行して進むような方法で作業を進めていくかと思えます。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 課長の説明聞く中で、例えば整備の必要なところの順番性、宇久須の1、2、これが優先順位高いということで。そうしますとね、今年、本年度予算の森林所有者意向調査業務委託400万円、これは宇久須の1、2に絞ってやるということですか。それとも、宇久須の1あるいは2、これ、どちらなんでしょう。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） まず、宇久須の1からを考えたいかとは思いますが。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 宇久須の1といっても相当広いですよ。たしか800とか1,000ヘクタールですよ。林班も20、40林班ぐらい、20いくつ。そこまでありますね。これは、宇久須の1全般ですか。対象は。それとも林班なんかで区切っていますか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 宇久須1を1年間でやるのは、ちょっと高橋議員がおっしゃっているように、あまりにも面積が広すぎると思っていますので、これを数か所に区切って考えたいと思っております。具体的にどこからやるかというのは、また当初計画を作った業者とちょっと打合せをして進めたいと思っております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番(高橋敬治君) この森林所有者意向調査業務委託というのは、もうすでにされたのか。されたとすればどこの業者に委託されたのか。ちょっとそういう話が伝わってこないんで、わかっただらお願いします。

○議長(山本智之君) 産業建設課長。

○産業建設課長(松本正人君) 実際、業者に入札等でやってないので、10月に入りましたら、それを入札で考えたいかと思っております。

○議長(山本智之君) 高橋敬治君。

○5番(高橋敬治君) 全体計画で絞り込んでというのは、去年の事業委託でできてるじゃないですか。そして今年度は宇久須1のある地区を絞って、こういう業務委託をしたい。これももう何ヵ月経っているんですか。本当にこれ極端なことを言えば、森林環境譲与税でしょう。少なくとも去年入っているお金がさっきの町長のあれで言えば94万6,000円は使っているけども、それ以外のものは基金あるわけじゃないですか。としたら4月5月、年度が変わって、すぐ出せるわけじゃないですか。これが今まで何で延びているんですか。その理由を教えてください。

○議長(山本智之君) 産業建設課長。

○産業建設課長(松本正人君) 事業が、進展が遅れて申し訳ありません。ちょっと担当のほうと詳細を詰めたりしているうちに遅れてしまいました。申し訳ございません。

○議長(山本智之君) 高橋敬治君。

○5番(高橋敬治君) 僕に申し訳ありませんと言われても困るんですけども、いわゆる町のその仕事として、もう例えばどこかから補助金だとか、何かが確定しないとできない事業じゃないじゃないですか。こういうものは年度がかわったら、どんどんとやると。これ調査にもけっこう時間が掛かりますよ。ですから、それはもう速やかに進めるべきだなと思います。これが民間と、やっぱり行政の仕事のやり方の違いですよ。

ただ、行政のほうは、やっぱり補助金が確定するまでとかあるんで、仕事が後ろにずれていくのは、これはやむを得ないですよ。でも、今回みたいに、もう決まって、少なくとも去年貰った、あるいは今年ももらえることは間違いなく確定されている。こういう費用を使ってやる事業ですね。どんどん進めてもらいたいと、こういう要望をしておきます。

ちなみに、これ相当調査というのは難しいと思うんですよね。これも通告外で大変申し訳ないんですけども、例えば宇久須の1でもいいですし、西伊豆町全体でもいいです。森林の不在村者これの割合ってわかりますか。

○議長（山本智之君） 通告外ですけど、答えられますか。

窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） 先ほどの質問ですけど、固定資産のデータを基に統計は取れるかと思えますけども、現在そういった統計を取った数字ではございませんので、調査をして、追ってご報告させていただければと思います。

○議長（山本智之君） それでよろしいですか。

高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 不在村者の森林面積の割合というのは、これは農林業センサス等で全国のやつは出てます。1970年、非常にもう50年前ですけど、50年前は全体の15パーセント、つまり85パーセントの人は、その町にいる人が森林を所有してたと。これが2005年になりますと24パーセント、4分の1の人は、もうこの町に住んでいないという状況なんですよ。こういう可能性からいくと、おそらく西伊豆町も、相当この割合が上がっている。あるいは、場合によっては、これ相続をしてない。相続をしてない上に、よそに住んでいるということで、所有者も不明であるという割合も増えていると思うんですよ。ただ、今回の森林環境譲与税のいいところは、こういう所有者、これを町がを見つけ出すというところに1つの胆があるわけで、それが進むというのは非常にいいことだと思うんです。

だけでも、逆にいうと不在村者が多いと、非常に連絡だとかそういうのも時間が掛かりますし、そういう意味で、もうやるんならどんどん年度当初から進めないと、その年度に目的なことってできないですよ。ただアンケート出して、回答を待つだけの仕事じゃないでしょ。最終的には宇久須1のある地区、これは極端なことを言えば所在者不明から含めて、全員の所有者が誰で、どんな山を持っているというのがわからないと。これから、そういう方から委託を受けて、森林環境譲与税を使って役場が委託を受けて、民間事業者に事業を渡せると。こういうところまで、何年掛かるかわからないわけです。ですから、先ほど言ったように、せっかく予算化されてお金も決まっているんだったら、もうどんどんやってくださいということだと思うんで、これは要望したいと思います。

それから、例えば、こういう仕事を含めてね、森林再生ということで、伊東市なんかは、ついこの間の新聞ですけども、地域おこし協力隊、これで森林整備、あるいは鳥獣被害だとかそういうものの防止ですね、こういうための地域おこし協力隊員というのは入っているという話を聞きましたけども、西伊豆町としてそういったような考え方はございませんか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 考え方がないわけではございません。ただ林業施業のみに特化した方を募集というものは、してはおりませんが、農業者の農業フェアであったりというところに農業されたい方を募集をしておるように、林業に興味のある方につきましては、そういったセミナー等々がございますので、うちの農林系の職員などを派遣をして、西伊豆町としても人材を募集しておると。

その中で、制度として地域おこし協力隊で3年間は町が雇い、3年後には独立をされるか、若しくは町内の林業施工業者さんにご就職されるという方法もございますよねというような案内は、これからも引き続きしていきたいと。ただそこに引かかってくれるかどうかはちょっとわかりませんが、そういった活動というものは今後も進めていきたいというふうには思っております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） それでは、今後の森林環境譲与税ですね。具体的な活用案と言うところですね、今県の森づくり県民税ですね、森の力再生事業。この森づくり県民税を基にした森の力再生事業。これとのすみ分けというのは、どういうふうに考えていますか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 具体的に、どここの地域は森づくりというのは、具体的な考えはないですけど、相互に補ってできるようにしていければと。縦貫に近いような所、森づくりのほうですと、本当に山林に限られてしまうかもしれませんが、縦貫に近いような災害防止、国土保全に活用できる所、重要インフラ施設の近くとかそういった所に、活用できればなど考えております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） これは、8月21日、あの賀茂農林、これが開いたタウンミーティング。森の力再生事業のための報告、あるいはタウンミーティング。これで明確に県のほうが言っているじゃないですか。課長だって、これに出席しているでしょう。こういう資料だったもらっているはずじゃないですか。私は承知で聞いているんですよ。出席してない、議員で出席したのは私だけだったかな。皆さんがあまり森林のことに、あるいは森の力再生事業って何。あるいは自分らがお金を払っていながら、森づくり県民税って何。あるいは環境譲与税って何。というところの認識が少し薄いんじゃないかなと思って、わざわざこういう公の場で聞いているわけですよ。

その時、県が説明しているわけじゃないですか。県と市町は、二つの税の用途や役割分担

を明確にし、車の両輪となり協力・連携して森林整備に取り組む。こう言っているわけですよ。具体的には森林環境譲与税というのは何と言いますと、地域の実情に応じた森林の整備、台風被害に備えた危険木の伐採や作業道の補修もしていくんだと。

一方で、森づくり県民税。これは上流域の水源林など、その恩恵が広く及び森林のうち緊急に整備すべき森林、1ヘクタール以上ですよ。保安林はだめですよ。こういうふうに明確にそのへんは宣言しているんじゃないですか。そういう認識がやっぱり薄いし、勉強してない。我々も勉強してないとなかなかこういうことが明確にできないんで、わざわざ私質問しているわけですよ。ですから、少なくともこれぐらいきちっと答えてくださいよ。

その上で質問いたしますけども、今の県が言っているように、台風被害に備えた危険木の伐採や作業道の補修等が森林環境譲与税の中で一つの仕事としてあるよという中で、私は今まで町は、いろんなこう危険な森林、木の場合、当然所有者の責任において、それを伐採してくださいとか、こういうことでずっときてました。

しかし、これを使えば、森林環境譲与税を使えばできる部分というのはあると思うんです。もちろん、これは非常に公共性の高い、そして危険が多い、保安上重要な所という限定になりますけどもね。僕何回も去年もこれは森の力で提案したんですけども、例えば、町道大沢里線。これヒューマンヴィラに行く町道ですよ。これ毎年、少し雨が降ると、この間の雨ですら道路に土砂が流れ込んでいるわけですよ。去年の15号、19号でもひどかった。時々わけのわからない落石もある。こういう町道ですよ。

これを、何回も提案したけども、残念ながら全く取り上げてくれない。だから今回言いますけども、ヒューマンヴィラというのは、いざという時の福祉避難所じゃないですか。それでヒューマンヴィラに行く道ってあれ1本ですよ。ヒューマンヴィラのほうからも、依頼があるでしょう。あそこが車が通れなくなった。職員がつまり、あそこに入所している人が非常に困ると。だから職員が歩いてでも行ける道を確保してくださいと、こういう要望すら出ているじゃないですか。

それを考えれば、あそこに、あその数百メートルですか。この部分、もちろん一番入口、お墓のある所、ここは保安林です。それから楠河原沢の水路が下りてきています。あそこからむこう、ちょうど五木田さんがやられているファロですね、あのへんは保安林なんです。残念ながら。保安林だから、問題はあるにしてもその手前、楠河原沢の沢から、その保安林までの間、100メートルか200メートルか。このくらいは、毎回雨のために出てるんで、これをこの森林環境譲与税を使って整備する。こういう考え方はありませんか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 先ほど申しましたように、災害防止や国道保全機能にも活用したいと考えていますので、具体的にちょっと県のほうに確認して、こういった所でやりたいけど大丈夫かというので相談して、もしOKだということでしたら、また対応を考えたいと思います。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） これ、森の力でどうかって、僕、業者に相談したら、1ヘクタール足りないんですよ。ですから、逆に言うと1ヘクタール足りないぐらいの道から例えば20メートルとか30メートル、これでもう倒れ掛かっている竹だとか木だとか、いっぱいあるわけですよ。こういうものをやっぱり整備する。そしてあそこはなかなか材の搬出というのは難しかったら、いわゆる筋工といいますかね、柵工、切った間伐材を利用して土留めをします。こういう対策をすれば、非常に有効になると思うんですね。ぜひ検討していただきたい。

伊豆市なんかの場合は、環境譲与税を使っているかどうか知りませんが、少なくともこの台風などによる倒木によって、それが原因で発生する大規模停電ですね。これを防ぐために今414号線、これを東電パワーグリッドと共同でと言いますか、ここで停電予防伐採というのやっていますよ。

今言ったヒューマンヴィラの所も、途中から山側に東電のラインがあるわけですよ。ヒューマンヴィラ発電機持っているでしょうけど、いざって時にその木が倒れてくれば、停電なんです。そういうことを考えれば、僕は非常にここは災害対策、いの一、一番、介護職員が不足する。そういう事態を考えれば、防災、災害対策としていの一、一番に対処するところだと思いますので、これは検討よろしく願いいたします。

それから、今までもいろんな所で公共的に人がたくさん通るけども、残念ながら私有林だから町としては手も足も出せないというようなところというのは、先ほど言ったように、所有者がやらなくても、所有者から委託を受ければ整備ができるのが、森林環境譲与税じゃないですか。これをうまく使ってやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今の質問につきましては、担当課長から答弁させますけども、先ほどのヒューマンヴィラに行く道などを、伊豆市さんのものを取り上げておっしゃられたように、町としても、まるでやっていないわけではなくて、東電さんと賀茂農林さんと、浜野畑線含め、ヒューマンの道に関しても、当然全部町の単費でやるわけにはいきませんので、東電さん

にも幾ばくか出してください。県のほうにもこういったもので補助金はないのかというような相談は掛けております。昨年の台風19号の件もございますので、そのへんも含めて、先日賀茂農林が来た時にも、県もしっかりそういった対応はしたいということで、3者で議論をしておるところでございますので、また、事業が実施されることになりましたら、ご協力いただければというふうに思います。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 先ほどの高橋議員の質問ですが、まず町長もおっしゃってましたけど、ここの森林環境譲与税に限らず、使える予算が補助があるかどうかにも検討しながら考えていきたいと思っております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 時間のようですのでまとめますけども、やっぱり冒頭で申し上げたように、この西伊豆町というのは、賀茂郡下の中でも一番人工林の面積を持っているわけですよ。町有林ですら今のペースでいくと100年以上掛かる。こういう許されない状況まで来ている。町長は非常に森林整備に前向きに、これも冒頭で言いましたけど、整備基金まで積んでいる。こういう状況ですので、ぜひいろんなこういう交付金、あるいは補助金、それから譲与税、こういうものをうまく活用して、今後の西伊豆町の森林整備に繋げていたただきたいとお願い申し上げまして、私の一般質問終わります。

どうも、ありがとうございました。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時37分

◇ 山 田 厚 司 君

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告3番、山田厚司君。

7番、山田厚司君。

[7 番 山田厚司君登壇]

○7番(山田厚司君) それでは議長のお許しを得ましたので、壇上より一般質問させていただきます。今回の私の一般質問は、1点目がん対策の拡充についてと、2点目、新型コロナウイルスの対応についての2点であります。

最初の、がん対策の拡充についてです。

がんは、昭和56年より日本における死因の第1位であり、生命と健康の重要な問題とされ、国では平成19年に「がん対策基本法」を制定し、県でも「がん対策推進条例」「がん対策推進計画」を軸としてがん対策を推進しています。

がんは西伊豆町においても、死因の第1位で、40パーセントという高い数値であり、対策は重要だと考えます。国、県の指導はありますが、自治体により対応が違うがん対策について、次の点を質問します。

(1) がん検診の受診率向上について。

国の統計によれば、早期発見で病期がステージ1の場合、5年相対生存率は91.8パーセントとの報告もあり、受診率向上策は自治体には急務とされています。受診率の向上により、死亡率が減少されることから、県では受診率50パーセントを目標に対策してきましたが、西伊豆町の令和元年度の受診率では、肺がんの受診の20.4パーセントが最高値でした。

受診率向上策として受診料無料化や、受診者への商品券を付与するなどのインセンティブ事業を実施している自治体もあります。西伊豆町の場合「サンセットコイン事業」と「健幸マイレージ事業」を連携し、受診料無料化、受診した方へポイントを付与するインセンティブ事業などの制度設計をすれば、より身近なカードとしての相乗効果もえられ、受診率の向上も図れるのではと思うが、その点どう考えるのか伺います。

(2) がんの予防事業について。

国立がん研究センターの研究で、がんの予防において重要とされるものに、喫煙および受動喫煙の対策と日々の生活習慣の改善などが指摘されております。それに基づき、県でもがんの原因のなかで高リスクの喫煙や非喫煙者の肺がんリスクが約3割高まると言われる受動喫煙防止策や、食生活の改善に目標値を設定のうえ対策をはかり、市町にも取組支援を行うとともに推進計画などの策定支援を行うとしています。

「広報にしいず」8月号に、受動喫煙による健康被害をなくそうという見出しで健康増進法、静岡県受動喫煙防止条例に基づく新しい受動喫煙防止対策が始まっています。との記載があるが、これを受けて西伊豆町での受動喫煙防止策はどのようなものか。

西伊豆町はがん予防に対して具体的な数値目標を設定した防止策がないと思われるが、早急に対応すべきではないでしょうか。

(3) がん教育、啓発活動について。

日本人は生涯で2人に1人はがんになるという研究が一般的になり、早期発見、早期治療で多くが治る時代であるという国立がんセンターの見解もあります。

がんに対する正しい知識を得ることは、予防対策上、必要不可欠であり、国は中学、高校の新学習指導要領で保健体育の分野にがん教育を明記しており、県でも小、中、高校生に対して喫煙防止教育や啓発活動も推進しています。

また、西伊豆町も、近年増加傾向にある若年層の子宮頸がんや乳がんの支援制度も本年度よりは始めているので、早い段階からの啓発の意義はあると思います。ただ、死因1位のがんに対する教育、啓発活動はまだ不十分であり、イベント、啓発冊子、リーフレット、図書購入などを含め、積極的に行うべきと思うが、今後の啓発活動をどのように行ってどう考えるのか伺います。

(4) 協議会での検討について。

がん対策や総合的に目標値に対する推進状況や評価を審議することを考えると、西伊豆町データヘルス計画にある計画の推進の項目の、PDCAサイクルの取り組みをしていくことが重要であり、それらをどこで検討するかも問題になってくると思います。

一方で西伊豆町には、国指定の拠点病院及び地域がん診療病院がない空白医療圏であり、県が設置するがん相談支援センターも下田メディカルセンターとなっており、医療体制、人材も脆弱な状態にあります。これらを踏まえ、医療、関係諸団体が連携した協議会という形の中で検討してはと思います。西伊豆町には「健康づくり推進協議会」があり、目的にも総合的かつ効果的な健康づくり対策の推進として、この「健康づくり推進協議会」の中で、がん関連も協議し、対策につなげていければと思うが、いかがですか。

大きな2番目です。

新型コロナウイルスの対応について。

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言は全都道府県で解除されていますが、7月中旬ころから東京都、大阪府や愛知県さらには福岡県、沖縄県でも過去最多の新規感染者が確認されて、別の独自対応をするところもあります。静岡県も同様にクラスターも発生し、独自の警戒レベルで対応している状況です。

高齢者が感染した場合に「重症化するリスクが高い」と危惧されるなかで、超高齢化の西

伊豆町において今後の新型コロナウイルスの対応について、次の点を質問します。

(1) PCR検査について。

新型コロナウイルス感染症の確定診断で、有効視されるPCR検査ではありますが、検査を受けるためには、37.5度以上の発熱がある、濃厚接触者の疑いがある、高齢者または基礎疾患があるなどの体調不良の方が、帰国者・接触者相談センターで指示を受けてから検査が受けられる状況と思います。

全国的にもPCR検査体制強化、検査数の増加を図る検討がされるなかで、西伊豆町の属する賀茂圏域内においても唾液PCR検査を導入するという報道があり、PCR検査センターも開設するとのことでした。ただ、場所は非公開で検査体制も補完するものということに、住民への便宜、配慮を指摘する意見も載っていました。

最終的にはどのような検査体制となったのか、また町民に安心を与えるための検査の対象や流れ、チェックリストなどのリーフレットを作成してはと思うが、町の対応を伺います。

(2) かかりつけ医との連携について。

かかりつけ医は「健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近で頼りになる医師」と一般的に理解されていますが、小さい頃からずっと診てもらってる、あるいは高齢者にとっては基礎疾患についても本人以上に承知してくれる頼れる存在であります。

また、かかりつけ医は現在のWithコロナの時代では、外出自粛を続けることで、心と体の動きが弱くなる状態フレイルの予防のため、そして基礎疾患や慢性疾患での重症化が危惧される高齢者に欠かせない存在であるとの説があり、賀茂圏域内のコロナ対策の上でも重要な役割を果たすことが予想されます。高齢化率が約50パーセントの西伊豆町では、今後のインフルエンザ流行を踏まえたコロナ対策を考慮しても連携体制は重要で、福祉・教育担当職員・保健所職員などとも見識を深めるべきで、このような連携体制をとった検討会議等を構築すべきと思うが、どのように考えるか伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（山本智之君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、山田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、大きな1点目のがん対策の拡充について。

(1) がんの予防事業について、受診率向上策として健幸マイレージ事業とも連携し、受診

料無料化、インセンティブ事業などの制度設計をしたらと思うが、どう考えるかのご質問でございます。

当町の場合、すでにサンセットコイン事業と健幸マイレージ事業を連携し、がん検診受診者には20ポイントを付与してございます。また、賀茂圏域の課題としても、受診率の向上が一つの大きな目標であるため、今年度より、住民の利便性と受診機会の拡大を図るため、自己負担金を統一し、各市町間の相互乗り入れの拡充を図ったところでございます。

次に、(2)のがんの予防事業について。

西伊豆町における受動喫煙防災対策はどのようなものか。また、数値目標を設置したほうがよいとのご質問でございます。

西伊豆町における受動喫煙防止対策としては、町内の小学校3年生を対象として、賀茂健康福祉センターや読み聞かせボランティアと協力し、たばこメッセージ事業として読み聞かせやグループワーク等を行い、家族への手紙を書いてもらい、少しでも喫煙習慣が減少するように学校と協力して行っております。具体的ながん予防に対しての数値目標でございますが、県に対して、胃がん、肺がん、大腸がん検診受診率は令和元年度は40パーセントという目標値で報告をしております。

次に、(3)のがん教育、啓発活動について。

がんに対する教育、啓発活動はまだまだ不十分であり、とのご指摘でございます。

西伊豆町ふるさとまつりにおきましては、PRブースとして賀茂健康福祉センター、賀茂薬剤師会、西伊豆健育会病院等と合同で出店し、健康相談、チラシ配布や様々な健康に関することについて、普及、啓発活動なども行っておりますので、そのような機会を利用し、がんに対する啓発活動等もできると思っておりますので、関係機関と検討してみたいと考えております。

次に、(4)の協議会での検討について。

健康づくり推進協議会の中でがん関連も協議し、対策に繋げてはとのご質問でございます。健康づくり推進協議会は西伊豆町健康増進計画策定についての協議など、不定期に行ってまいりましたが、今後は定期的に行い、町は各医院からの情報提供共有の場として様々な健康対策に結び付けていきたいと思っております。

次に、大きな2点目の新型コロナウイルス対応について。

(1) PCR検査について。

賀茂圏域内においても、唾液PCR検査の導入や、検査センターの開設等の話があったが、

どのような体制になったのかとのご質問でございます。

新型コロナウイルス感染症の賀茂圏域の医療提供体制でございますが、既設外来設置医療機関に加え、地域外来、検査センターに登録をした14の診療所でもかかりつけ医の判断によりPCR検査ができることになりました。

確かに広域連携会議でも、PCR検査を受けられるかかりつけ医がわからなければ意味がないので、公表をなささいというご意見がございましたが、現時点では感染不安がある人や、検査希望者すべてが行政検査を受けられる体制ではなく、症状や行動歴により、医師が必要と判断された者が行政検査の対象であるため、検査希望者が公表された医療機関に集中し、通常の診療に影響を及ぼす恐れがあるため、また、逆説的に考えますと、どなたの採取もしていないものの、PCRがというだけで、あらぬ憶測から通院を控える動きが出たり、そこに行った、イコールコロナだというような誤解や間違った情報が流れないためにも、敢えて14か所は非公開とされているものであろうと思います。

また、構成市町が予算を出し合い、下田メディカル内におきまして、抗原定量検査を行える体制を取るために、費用を今9月議会の補正でも上程してございます。従来の抗原検出用キットより感度が高く、抗原の定量的な測定が可能であることから、PCR検査と同様に、鼻咽頭拭い液による検査は有症状者、無症状者問わず確定診断に用いることが可能となり、判定時間も30分程度となりますが、仮に新型コロナウイルス感染症を疑う症状等が出現し相談する場合は、通常どおり、まずは静岡県帰国者、接触者相談センターに相談し、センターの指示に従うようになります。

かかりつけ医がある場合は、かかりつけ医にご相談をさせていただいたり、保健所でも相談が可能になっております。また、町の対応といたしますと、以前にも各戸配布の注意喚起等のチラシ等を配布いたしました。同様にチラシの広報誌などでお知らせになろうと思っております。

次に、（２）かかりつけ医との連携について。

町では今後のインフルエンザ流行を踏まえ、コロナ対策を考慮しても、各機関との連携体制を取った検討会議等を構築すべきと思うが、いかがかとのご質問でございます。

町内の医療機関とは、常日ごろから連携等を取ってございます。また、会議等は賀茂圏域において、賀茂医師会、医療機関、消防本部、市町、県により関係機関の連携、情報共有を図ることを目的とし、賀茂地域医療協議会新型コロナウイルス感染症対策部会を開催してございます。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それでは、一つ一つ再質問していきたいと思います。

まず最初に、受診率向上等についてですけども、ポイント付与によって、自己負担の軽減を図っているというふうな話もありましたけども、インセンティブ事業によって、いろいろこれをやることによって、とにかく受診のきっかけになれば一番だというふうなことなんですけど。ただ、全部が全部、この胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、これが、このサンセットコイン事業によって無料になりますよというふうなことは、はっきりとは広報されていないと思うんですよ。何か受診のきっかけになるというきっかけづくりということになれば、はっきりと何々、がん検診なり、胃がん検診、大腸がん検診、これがどれぐらいやれば無料になりますよということをはっきりと提示したほうがいいと思うんですけど、そのへんのこととはどうなんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 町では無料になるとは一言も言ってごさいません。あくまでも、サンセットコイン事業と健幸マイレージ事業と連携し、がん検診の受診者には20ポイントの、要はサンセットコインに20ユーヒに当たるものが付与できるものをポイントとして渡しているということでごさいますから、無料ということではごさいません。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 20ユーヒですと、これでいって各個人の負担額、検診の受診料の個人の負担額があるんですけども、これが20ユーヒが何回あれば各々検診料が無料のところに行きますというふうなことは、そこまで広報はしないわけなんではないでしょうか。そののが、きっかけづくりになると思いますけども、そういったことはないですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） がん検診を受けるとがんにならないとか、がんが治るというものではごさいません。あくまでも議員もおっしゃっているように、早期発見というのが目的でございまして、その中で西伊豆町民が一日でも長く健康にお過ごしいただくように、町としては健幸マイレージ事業というものをやっております、一つのラジオ体操であったら、1ポイントとかですね、そういった積み重ねでやるポイント制度でございまして、そこに20ポイントを付与し、行政報告の時にも行わせていただきましたけども、今年の上旬ぐらいから、そのポイントをですね、今まではゴミ袋とかを1（ワン）カード終わった方にお渡ししていたん

ですけども、それを今はポイントを付与することによって、なんでもお買い物に使えますよねというようなことのサービスに切替えております。

そのユーヒになるもう1個前段階のポイントを20ポイント差し上げているというものでございますので、何ポイントたまったら、がん検診が1回無料になるんだというふうに言われますと、検診を受ける金額までポイントを皆さん貯めていただければ、最終的には無料になるのかもしれませんが、ただ無料にしたからといって、検診の率が上がるというふうには町としては考えておりませんので、ただあくまでも健康づくり事業の一環として、やらせていただいております。ということでございます。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 各検診の受診率ですね、これがあるんですけど。ここ4年間ぐらいの受診率のパーセンテージももらったんですけども。これを見てみましても、最高で20パーセントぐらいですね、28年の大腸がん検診が22パーセントぐらいですか。それと肺がん検診の29年度が22パーセント。これが最高ぐらいなんです。これを県とか国がいう50パーセントまで引き上げようとか、先ほど違うところでも約40パーセントぐらいまで引き上げようといったら、さうとう至難の業になってくると思うんです。

それでいって、それを意識を変えたり、この私たちにできる受診行動に与える要因として上げられるものに、住民の意識を変えたり、きっかけを提供したりということが上げられているんですけども、確かにその20ポイントを付与してそれを使うのは、例えばがん検診に使うべきものではないかもしれないですけども、一つの目標として、そのがん検診の受診率のアップということに特化してということに、やることはできないものなんですかね。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員は、たぶんこの通告書のところに、日本における死因の第1位ががんなので、それを少なくするためにも早期に検診を受けて見つかって、早期治療をされたほうがいいんじゃないかという観点から質問されていると思いますけども、がん検診は毎年検診を受けないと意味ないわけですね。そうすると、若い人は特にさうだと思っんですけど、自分はまだがんじゃないからいいよという、行かれないから検診率は伸びないわけですよ。

ただ、さうは言っても、何かインセンティブを与えれば来るんじゃないかということなのかもしれませんけども、出しても来る気がない人は来ないわけですから、たださうは言っても、町としては何かやらないわけではいかないので、健幸マイレージ事業の20ポイントを付与をしているということでございますから、やはりある程度自分の体調管理は自分でしなが

ら、されども町としても多少の補助はします。または、そういったポイントの付与はしますということで、対応をしておるものでございますから、本当に検診率を上げろということであれば、これは強制をしてもらえないのかなというふうに思います。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 確かにそうなのかもしれませんが、今がんに対する意識を変えるということからやっていかないと、ということ言いますと、昔はまさか私のがんにとかというふうな、万が一がんになったらという感覚から、今二人に一人のがんになるというふうなことに、まずはそこを変えていって、それでましてや、早期に発見されたら、5年の生存率の可能性が違うというところを、そこを何とかして変えていかなければというふうなきっかけになればということで、そういったものが確かにそのインセンティブをやっても、受診率には大した影響がないかもしれないですけど、少しでも変わっていけばというところで、こういったものをしていったらどうですかというふうなところです。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 山田議員はがん検診に対して、インセンティブなりなんなりを一生懸命やって、受診率を上げろという観点でされているので、町のほうがいくら答弁をしたとしても、たぶんこの平行線でいくのではなかろうかというふうに思いますけども、がんでない亡くなり方というのが、じゃあ1位になった時には、がん検診の受診よりは、心筋梗塞に対する何とかをしろとか、というふうに始めると、結局、すべてにおいてやらなければいけない。ただ、人間は不老不死ではございませんので、必ず何かしらの原因でお亡くなりになられると思います。

ただ、ある程度の年齢になってから、がんにかかった場合は、当然進行も遅いですし。また、ご家庭の中での影響というのも少ないのかもしれませんが、なるべくであれば、若年層の方達がなってしまった場合は、早期に病気を発見して治療をされたほうが、ご家族、特に働き盛りの頃の方達がなってしまった場合は、お子様たちにも影響が当然出てきますので、そういったものに対しては早期発見が必要かと思っておりますけども、だからといって受診件数が上がれば、すべてがこの死因1位から解消できるかという、そういうわけでもございませんので、本当に議員のおっしゃっているように、どうしてもこの検診率を上げなければいけないということであれば、強制をしても受診を受けないといけないというようなことがない限りは、なかなか上がってこないのではなかろうかというふうに思います。これは、町もがんばっておりますし、国のほうの目標も50パーセント、本当にこれ受けなければいけ

ないのであれば、国の目標は本来100パーセントでなければいけません。ただこれが、この数値になっているのはどういうことかということも、また考えていただければというふうに思っています。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） そのへんのところは、やっぱりあくまでも平行線たどるかもしれませんが、このへんでやめときます。ただ、あくまでも現時点で40パーセントの死因であるがんに対しては、できるだけなんらかの対応を取ってもらいたいなというふうに思っています。

次に続き、がんの予防事業についていきます。

これは、本当に広報の西伊豆の8月号の記事に載ってたんですけども、これを見て本当に思ったのはですね、ここにもありますけども、たぶんこれは西伊豆町内のこととして捉えてないことを載っているのかなということですね。賀茂地区の子どもから大人へのメッセージ事業というふうなことで記載がありますので、実施が小学校6校ということですが、ここに載っているのが、小さな頃からたばこの煙がある環境が通常となって、受動喫煙によるニコチン依存症につながっていくことが心配ですとか、父親について母親もたばこを吸う人が多いとか、54パーセントの家族が児童の前でたばこを吸っているとかいう、こういう事実を載せて掲載しているわけですよ。これに対して、西伊豆町はどうなんだというところを一步踏みこんでもらいたかったなというふうに思うんですけど。

例えば、それでいったら、ほかの地域の話なんですけども、じゃあ子供に対する受動喫煙対策ということでは、考えられないものなのではないでしょうか。

ほかのことを言うとまた怒られるのかもしれないですけど、近年、子どもの受動喫煙防止に取り組む自治体、こういったものが多くなってきています。西伊豆町も、そういったところを見習いながら、子どもに対する受動喫煙に特化した中で、対策をまずやっていくというふうなことを考えていければと思うんですけど、そういったことはどうでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） たばこも嗜好品のなかでございまして、たばこはいいけれど、酒、たばこは駄目なのに酒はいいとかという議論にも当然出なってくるわけですよ。そこはご家族の中でどういった家庭環境、または考えで子育てされているのかわかりませんが、そこまですべてのほうでなかなか踏み込むことはできないかなあというふうに思っています。

ただ、今の家庭環境と、私ら、若しくは山田さんが小さい頃、どちらの方が受動喫煙があったのか。役場の中でどのくらい灰皿があったのか。ということを見ると、今の方がよほ

ど受動喫煙の機会というのが減っているのではないかというふうに思います。

これが肺がんの原因がたばこの煙だということの論調だけで、どうなんだ、町はしないのかというのであれば、そもそもたばこを販売しなければいいわけでございますので、そういった対策を取らない町が云々ではなくて、違うところに目を向けていただいたほうがよろしいのではないかと。町としては、しっかり小学校でそういった教育はすでに行っておりますので、これが限界でなかろうかというふうに思います。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 先ほどの広報誌の関係でございますけども、中段といいますか、実施小学校は賀茂地区で6校でこのうちの二つは西伊豆町の学校です。賀茂小学校と仁科小学校が行っております、親に対しても子供から、こういうことを発信するのが一番効くではなかろうかというのもありまして、この授業によって、たばこを実際止めた親もいるということも聞いておりますもので、この授業は継続して行っていきたいかなとは思っております。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それでは、色々なたばこだけじゃなくて、いろんなものの要素があるということなんですけど。例えば、町長も昔たばこを吸っていたと思うんですけど、止めたきっかけというのはどのような感じだったんでしょうか。それをまず、聞かせてください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 昔吸っていて、今止めたって公言されると、私は止めたという嘘になりますので、実は家では吸っております。蜚族でございますけども。立場上こういった所では一切吸えませんので、外では吸うことはございせんけど、自宅では吸っております。なので止めたきっかけというふうに言われますと、何とお答えしていかよく分かりませんが、止める気になれば、止められるんではなかろうかというふうに思います。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 子どもに対する受動喫煙というふうなことで考えると、私の周りの人間だけなのかもしれないですけども、たばこを止めたきっかけというのが、子どもが生まれただからたばこを止めたよ。まあ、孫の世代になると、孫が近くに来るからたばこを止めたよという人が結構多いんですよね。そういうのを考えたら、そういうきっかけでもって、子どもに対する受動喫煙、もちろん罰則なんかの規定なんかはないんですけど、例えば本当に車

も一切、この車は禁煙、喫煙できないよ、禁煙なんだからというふうなところから始めていけたら。あるいは、学校とか児童施設の周り、こういったところは一切たばこは吸っちゃ駄目だよという範囲を少しずつ決めて、そこを広げていくことによって子供に対する受動喫煙、こういったものから守るということを広げていけたらなというふうに思いますけども、そういった経験というのは全然だめなんではなかろうか。そういうものを広げていくというのはどうでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今当然、病院やこういった役場も含め、すべて建物内、公共施設の建物の中では、なかなか喫煙ができる状況ではございませんので、うちも庁舎内では喫煙は今できません。まだ私が議員になったばかりの頃は、そこに灰皿がございましたので吸いましたけど、もうそういう世の中になっていますから、建物の中では吸えないということでございます。うちも私吸ってますけど、吸う時は外ですから、子どもの受動喫煙はないのではなかろうかというふうに気をつけておりますし、また、ほかの親御さんも、そういった方はおられるのではなかろうかというふうに思います。

ただ、たばこを吸ったから必ず肺がんになるという確証もございませんし、これを止めたことによってストレスがたまって違う死因が出てくるという可能性もゼロではないわけでございますので、また、このたばこというものが販売している限りは何かしらいい影響があるのかもしれない。そういったものを含めて、もしこの肺がんの原因がたばこであると断定できるのであれば、先ほども言いましたように、そもそもたばこを販売しなければいいだけでございますので、ここで質問をされて、いろいろ言われましても、町としては最大限行えることは取り組んでいるということでございます。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 今、町長の方で、行政の施設のほうでほとんど禁煙になったという話がありました。今年4月に改正健康増進法というので、いろんなもの、吸えない施設が増えたということなんですよね。そういった中で言いますと、この庁舎も吸えないというか、特定の屋外喫煙所の設置は認められていると。ただ、これの場所を設置するにあたっては、通常、一般の利用する人が普段立ち入れないような場所に設置したり、喫煙場所が区画されていたりと、あとは喫煙場所である旨の標識、そういったものが、ちゃんとしてわかるようにしておきなさいよというふうな指定があるということなんですけども。

要は今まで喫煙のルール、マナー的だったものが、しっかりとしたルールを定められたと

ということなんですけども。例えば、ここの庁舎の1階の駐車場だったですか。そこに喫煙場所があったと思うんですけど、あそこなんかの場合、よその人が、よその人というか役場にみえられた人がですね、ちょっと入ってこられるような場所にはなっていないんですかね。そのへんの注意とか。

あとは、この今現状で更に言われているのがコロナ禍の中で密にならないように、その注意も必要だということも言われてますよね。たばこを吸いに行くというふうになると、けっこう一緒になってたばこを吸いに行くというようなことがあると思うんですけど、そういった場合の、例えばたばこのタイムじゃないんですけど、休憩タイムじゃないんですけど、そういうふうな注意までは、規定があったりするものなんですか。西伊豆町の場合ですね。どうなんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 庁舎内の規定はございません。役場の職員はしっかりしてますも、各々考えて行動されているというふうに思っております。喫煙場所につきましては、この一番下の所の駐輪所の隣にございまして、役場の職員のみならず工事に来られている作業員さんとか、また、そういう土建屋さんなどもたまに吸われているところを私も見ますので、皆さんある場所をご理解いただいているのかなど。またわからなかった場合には当然、役場の職員はそこにあると知っていますので、あそこに灰皿がございましてというご案内はされているというふうに思っておりますので、そのへんは不自由はないのかなというふうに思っております。

ただ、外にあれば本当にいいのかという問題もこれ考えなければいけないと思うんですよ。逆に、屋内で施設で一部屋、ここにしっかりとした空気清浄機をやってクリーンなエアーを出したほうが外に対しての受動喫煙はないわけですよ。

逆に外の場合は、もしそこに全くたばこを吸わない方が通った時に煙が来たら受動喫煙になるわけですよ。だからそのへんもよく考えないと、外にあればいいとか、敷地の中になければいいとかという簡単な問題でもない。だから、そもそもそういったことを言うのであれば、たばこを売らなければいいということなわけですよ。それができないのに、この議論をいくらしても、終わりませんので、町としてはできることを法律に則って粛々とやっているというものでございます。

○議長（山本智之君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 1 4 時 1 7 分

再開 午後 1 4 時 2 3 分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それでは、つぎの質問にいきます。がん教育の話なんですけども、西伊豆町でも本年度より支援を始めました若年がんの妊孕性（にんようせい、若年がん患者妊孕性温存治療）の支援とか、医療用の補正具の購入支援、これは、若い患者に対しての支援であったり、それからAYA（アヤ）世代と呼ばれる人達、特に10代半ばから30代にいたる人たちに対する支援なんですけども、本年度の西伊豆町の実績等を聞いてみましたら、いろいろなウィッグ、2名申請して2名が相談していると。人工乳房については、一名の方から相談があったと聞きました。

それから、また別のことで言いますと、伊豆新聞だったと思うんですけども、伊豆の国市の10歳の女の子が、がんなどで髪の毛を失った子供のためにウィッグ製作のための材料ということで、髪の毛を寄付した。こういう取り組みを「ヘアドネーション」というらしいんですけども、こういったことというのを何で知ったのかというと、1枚のそういう啓発のポスターからそういった運動を知って、それになんとか協力しようということで、10歳の女の子が髪の毛を伸ばしてそれを寄付したということです。

乳がんの正しい知識を早めに広めたり、重要性を呼びかけるピンクリボン運動なんていうふうなこともいろいろとあります。いずれにしても、早い段階からのスタートが効果的だと思いますけども、確かにふるさと祭りで、西伊豆病院と合同でやるという、あれよく知っています。その、隣のブースで違うイベントの啓発の活動やっていますので、わかるんですけども。こういった教育を、できれば小学校の早い段階からやっていったらどうかと思いますけども、そういう考えはないでしょうか。

○議長（山本智之君） 教育長。

○教育長（鈴木秀輝君） 今、がんといいますか、喫煙であるとか、そういうことについては、小学校の5年生の薬学教室だとか、小学校6年生の保健体育の授業でやっています。先ほど

ありました、がんについて親へのメッセージとかそういうものは、小学校3年生あたりで2校で取り組んでいるというところですけども、早ければということですけども、1年生、2年生にこれやっても、あまり理解できるかどうかというところもあります。現状としては、5年生6年生のところの喫煙指導というところで、がんについて触れることがある程度です。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 今言ったのは、小学校低学年じゃなくして、5年生ぐらいからやったほうが効果があるんじゃないかと思って、その5年生ぐらいからの話でやったらどうかという話です。それから今、喫煙という話があったので、あまりたばこの話はもう既に何度もやったものでやめようかと思ったんですけども、静岡県の3次の静岡県がん対策推進計画というやつの中にいろいろがんの教育というのがあります、それを見たら、県内すべての小学校5年生にたばこの害に対する防煙の下敷きを、これを配布しているというんですけども、西伊豆町その防煙下敷きというものをどのように活用しているのかなというのがちょっと、あまり話題になってなかったものか、私あまり知らなかったもので、そのへんの使い方というのは、どういうふうにしてますか。そのへんを教えてくださいたいんですが。

○議長（山本智之君） 教育長。

○教育長（鈴木秀輝君） その使いかたについては、私のほうでも把握しておりません。子供に配布してくださいということで、配られたものですので、特にそれを使って授業をしているということはないと思います。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） だからそのへんを配るだけでは、ただ配っただけですので、そこで一言なり何なり活用を促すようなことを、小一時間でも一つの授業としてやってもらうのか、あるいは、どういう格好でやるのかはその教育委員会なり何なりに任せますけども、そういったものをやってもらえれば、少しずつがん教育というものも広がっていくのかなというふうに思いますので、そこはぜひ検討していただきたいなと思います。

それから、国のほうががん教育を広めようということでやっているやつの中に、がんとともにある社会の実現、こういったものを目指そうというふうなことで、希望の虹プロジェクトというふうなところで、子ども達にがんのことを正しく知ってもらうために、「がんのひみつ」というふうな教育教材、これを全国の小学校、公立の小学校に2万3,500校の小学校に学研を通して非売品として配っているというふうなことを、何かこれインターネットで見ましたんですけども、そういったふうなことがありました。

これは、がんは身近な病気であるとか、がんになっても社会で貢献できる。あるいはがん予防、がん検診が大事であるというふうなことを、小学校5年生世代ぐらいから、よく知ってもらおうということで、優れた教材であるというふうに書かれていたんですけど、これらの活用の仕方というか、そういうことは、どういうふうになっているのかというのは、どうでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） この一般質問の通告書が来まして、答弁をみんなで作るわけですが、その時点につきましては、この希望の虹プロジェクトについては、学校にはまだ送られてきていない。通知も来ていないということでございましたので、今後そういったものが送られてくるのであれば、教育委員会を通じて、しっかりと教育の参考にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） 教育長。

○教育長（鈴木秀輝君） すみません、補足で。質問があった時点で各学校に問い合わせましたところ、これを知っている人はいませんでした。私のほうでも記録がないものですから、いろいろネットとかで調べさせてもらいましたけども、これ7年前に配られたもののようです。ただその時は、学研で漫画シリーズというのでいろいろな「〇〇のひみつ」というシリーズものが、いろいろな資料がたくさん出ております。その中の一つに「がんのひみつ」という資料で漫画で、子ども達がいろんな活動をする中で、がんはどんなことだよとかいうことをやるような本ですけども、読み物資料として配られているようで、全国の学校と、それと図書館とかに配られているけど、図書館とかそういう公共施設には1冊ずつ、学校には何冊配られたのかはわかりません。

ですから、おそらく7年前に配られた時に、いろいろな読みもの資料というものが、いろんな団体からいろいろ送られてきております。それ一つ一つを教材として扱うことは授業の中ではとてもできませんので、図書館のほうにでも、図書室に置いておいて、子ども達が自由に読めるような扱いをしているかと思います。その本につきましても、先生の指導がなくても、子どもが読めばわかる「ひみつシリーズ」というような宣伝タイトルになっておりますので、子ども達が自由に読んで、がんについて知識を深めていく、そういう狙いのものであったものかなというふうに理解をしております。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） はい、分かりました。その件については、今後検討のほうをよろしく

お願いします。それでは次の質問にいきます。協議会の方は、今後定期的にやっていきたいというふうな回答ですよ。協議会の中で検討していくということ。これは、だいたい単純でいいですけど、どれぐらいの回数をというふうな思惑はありますか。それだけ、教えてもらいたいんですけど。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 健康づくり推進協議会につきましては、直近では、平成30年度に自殺対策計画を作った時に、この協議会に掛けて行っております。通常年1回から2回程度の予算措置をするような格好で考えております。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） いずれにしても、これは定期的に開催ということになれば、予算的にも掛かることですので、毎年毎年、開催ができるように算段をしてほしいと思います。

じゃあ、つぎのほうの質問にいきます。

PCR検査についてです。いろいろと説明してもらいました。この質問の件に関しては、私は一つだけちょっと確認したいなと思ったのが、この賀茂広域連携会議で唾液のPCR検査の導入によるだとかとか、そういった内容の新聞報道が出たのがですね、7月31日だったと思います。それからその後に、私あとでいろいろこの質問出した時に、いろいろいろんな所に資料を集めていく段階で、8月1日の日付でもって「西伊豆町田子診療所便り」というふうなことで、広報というか、その発行している、こういったものが流れているよというものを知らされました。これを見ますと、診療所便りで、「診療所でのコロナ検査体制」ができるというふうな見出しで、診療所の判断でコロナの検査をしますというふうなことで、これ書いてあるんですよ。診療所の判断で保健所を通さずに「田子診療所では新型コロナ抗原検査をPCR検査と併用して診断していきます」と、はっきりとしてこのように明言して書いているんですけども、これは役場の正規な回覧ではないにしろ、そのあと日にちが経った後にも、役場の側からこれを否定するような説明もなかったですし、どうなんだろうかなということなんですけども。

そうしますと、町内全域にも、不公平、これが間違いでないのであれば、町内全域にも不公平なことがないように、当局からの情報と見解、ちゃんとした見解をアナウンスする必要もあるのではないかなというふうに思いますけども、そのへんはどうでしょうか。

○議長（山本智之） 町長。

○町長（星野浄晋君） 一診療所のやっていることを、町がわざわざ広報で流すということは

不必要なのかなというふうに思います。議員は、なんでそれを各戸にお知らせをしなくてはいけないという論点に立たれているのかわからないので、ちょっと答弁のしようがございませんけど、抗原検査とPCR検査は別物でございますので、そのへんだけのご理解の上で、もう一度質問をお願いします。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） これは、賀茂広域連携会議では、唾液PCR検査を導入し、保健所報告として、近くセンターを開設へというふうなことなんですけども。ただ、PCR検査をする登録診療所は非公開というふうにしているわけなんですよね。ただその診療所が、いやうちは診療所の判断で保健所を通さずに田子診療所では新型コロナウイルス抗原検査とPCR検査を併用して診断できますというふうにこれ出しちゃうと。例えばそういうふうに、田子診療所ではそういう検査をやれるんだというふうに住民が思ったとしたら、そこに疑わしき人が集中していつてしまわないかということがあるんじゃないのかなというふうに思うんですけども、そういったことは別段それは勝手でしょうということになるんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 診療所がそれで殺到することを望んでお書きになられているのであれば、それはそれでよろしいんじゃないでしょうか。ただ、PCR検査はここでは検体は採取しますけども、田子診療所ではそれをやる機械はございませんので、当然取りに来ていただいて、持っていつて検査をした結果を待たなければいけません。そうすると早くて1日、遅ければ二日間掛かからないと検査の結果はPCRに関してはわからない。ただ抗原検査につきましては、先ほども言いましたように、今、下田メディカルに入れたものについては、約30分ぐらいでわかるということでございますし、田子診療所さんに入れられている簡易キットにつきましても、たぶん30分とか1時間でわかるのかな。

ただそうは言っても、信憑性が怪しい部分がございますので、町としては広報する必要はないという判断をしております

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） ただ住民のほうとしては、なんていうんですかね。迷ったり戸惑ったりというふうなこと、混乱したりというふうなことが起きる可能性というのがあるんじゃないかなと思いますけども、そういったあれというのはないんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 田子診療所で、その8月1日から田子はPCR検査を診療所をできる

よというふう聞いて混乱をしたというふうには聞いておりませんので、混乱はしないのではなかろうかというふうに思います。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 過去に遡ってもそういったふうな事例はありませんか

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 1点混乱した件があったとすれば、某高校生がどうも調子が悪いということからたまたま田子診療所を受診をされ、先生が怪しいと判断されたので、抗原検査をされた。そうしたところが陽性反応が出たので、急いでメディカル病院の方に行ってPCR検査をして、結果が出るまで自宅待機というような形をとったわけですが、PCRの結果は陰性でございました。その陰性の結果を受けて、検体が保管をしておりましたので、もう一度田子診療所で抗原検査をした結果、また陽性が出たと。

なので、ご家族を含め、濃厚接触者の方達にもPCR検査をメディカルで行いましたが、すべての方が陰性でございました。ただ、この間、陰なのか陽なのかははっきりわからない状態、要は擬陽性のある抗原検査が基になってそのことが行っておりますので、一応部活関連の子たちについては学校の登校の自粛をさせ、自宅待機というような対策は取らせていただきましたけども、これが擬陽性の怖い所でございます。

ですから、あまりやたらに簡易キットの安かろう悪かろうというとなかなかわかりませんが、信憑性のないものを使うと、このような結果が生まれる。ですから、やたらにそういったものは使わないでほしいというふうなことを行政としては考えておりますが、ただ、診療所があくまでも、それは自分たちの身も守らないといけませんので、そのために活用するものについても、それは駄目だというようなことはできませんので、あくまでも診療所の判断でそういったものに掲載をされ、実施をされているというふうには判断しております。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 7月でしたか。その〇〇の生徒の話はですね、私も承知はしておりますけども、本当に、あの時は、すごい情報が飛び交ったような気がしました。だから、そういうふうな信憑性があまりないのに、そこの所に行ってしまうというふうなことになる、余計に混乱が生まれるんじゃないかなと。それだけは心配しているだけなんです。それはその診療所がやることは勝手だからというふうなことにしておいていいのだろうかというふうなことを心配しているだけなんです。それだけです。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ただ今申し上げさせていただきたいのは、あくまでも擬陽性でそうなってしまった事例ではございますけども、ただ、逆にですね、下田メディカルさんのほうに症状が出ているのに来て、そのまま帰ろうとされた方に簡易の抗原検査をしたところ、陽性反応が出たので入院させたという事例がございます。この方は、PCRでも陽性でございましたので、返さなくてよかったなというようなこと。またこれはこれとしてあるわけでございますから、何が正しくて、何が間違っているということはございません。当然お医者さんや職員側も自分体の身を守らなければいけないというものがありますから、この擬陽性が出てけしからんということであるのであれば、そもそも抗原検査のキットが100パーセント擬陽性がないものを販売するのもそもそもいかなものか。

しかもPCR検査も100パーセント陰、陽がわかるわけではございません。これで判断をしてるわけでございますから、そのへんの間違いは許容範囲の中で受けとめるしかないのかなと考えております。ただ、これがあるからといって、みんなが殺到しても、受けた次の日にもらう可能性もありますので、これを受けたら確実に陰性が保証されていると。また、陽性が確定するというものではないということだけをご理解いただきたいと思います。

○議長（山本智之君） 山田議員にも申し上げます。先ほどの固有名詞に関して、議事録から削除するような処置を取っていただきたいと思います。

○7番（山田厚司君） 先ほど、私のほうからですね、ちょっと不適切な発言があったようですので、その部分に関しては、削除をお願いします。

続けて質問します。最後の、かかりつけ医との連携にいきます。今も診療所の話で、いろいろとやりとりがありましたけど、やはり、その診療所イコールかかりつけ医という意味合いも結構あります。そういった中で、あまりにも神経質にある部分に神経質になりすぎて、通常やなければならぬ本来の地域医療のインフラを守るということが、おろそかにならないようにということが、一番私心配なんですけども。

そういった面からいきますと、例えば、ずっと集団検診ということで、先延ばしになっていた検診なんかもいっぱいありますけども、そういったものというのは、これから先々ずっと補償されてやれていくというふうな計画であるものなのか。それだけちょっとお願いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 検診などについては、密を避けた状態でなるべくできないかということで、今、健康福祉課のほうで、賀茂圏域の1市5町の皆さまと検討しておりますので、検

討結果につきましては後ほど答弁をさせていただきたいというふうに思います。

診療、確かなに行かなければいけない方が診療に行けなくなるというリスクも当然ございます。ですので、お医者さんも看護師さんも守らなければいけないという観点から、町としては4月以降、もし病院、診療所に行かれる時にはまず電話をして、どういった症状があって行くのか。ただ、今まで行っていた薬を貰いに行く受診なのかということをはっきりしてから、お出かけくださいというような形で行っておりますので、病院に行く用事のある方については、そういったものでしっかりと対応していただいているのかなというふうに思っておりますから、これがあって受診を控えているという動きはゼロではないと思いますけども、必要な方には医療は提供されているというふうに考えております。

○議長（山本智之君）健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 賀茂医師会に委託しておりました、がん検診とか特定健診の関係でございますが、新型コロナの関係ですとずっと遅れてまして、おおよそ調整が整いまして、がん検診につきましては本日40歳以上の方がいる家庭に通知を送付しました。実際がん検診は10月の初旬から行う予定です。今回につきましては、日数が各市町とも限られた日数になってきましたもので、予約制という格好でやらせてもらうようになってきますのでご承知おきください。

以上です。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 今あの町長のほうから予約制でというふうな診療、オンライン診療みたいな、予約制と、電話での予約での診療みたいな形ですか。

○議長（山本智之） 町長。

○町長（星野浄晋君） 予約ではなくて、医療機関にかかる時には、あらかじめ電話をしてからかかってくださいと。要は風邪の症状が出て医療機関にかかりたくて行くのか。ただ、今までのように定期的なお薬をもらうために、受診をしなければいけないので行くのかというように当然ありますので、その咳が出たりとか、37度5分あったりとかいうことで行くのであれば、先生のほうから何日の何時過ぎに来ていただければ、診療所に入らず、これも車待機のこともあるようでございますけども、そこで受診をして診断をします。

あくまでもコロナの疑いがないのであれば、中に入ってくださいというふうな対策を取られるようでございますけども、結局は待合所の所が密になりますと、そこでもらう、誰かにうつすと。もしかしてのことも考えられるので、そういったことも考慮して、まずは電

話でご確認をいただいてから、受診をしてくださいということで、これは町からお願いをしておるものでございます。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） そのオンラインの予約とか診療とかという、予約をしてからという話でいくと、たしか西伊豆町内では、その県が把握している中でという中なんですけど、田子の診療所と西伊豆病院、これはオンラインの予約とか診療は可能だけど、ほかの所はできるというふうな診療所にはなっていないんですけども、そのへんのところを増やすとかそういったことは、密にならないようにというふうなことを努力なり何なりということ、できないものなんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） まあ時代の流れるにオンライン診療ができるのであれば、それに越したことはないわけなんですけども、いくら病院、医院、診療所がオンライン診療の対応になったとしても、もし山田さんがインターネット環境をお持ちでなければオンラインはできないわけですね。なので病院だけではなく、全世帯がそういったものにならない限り、それはできませんので、一概に病院に支援をしたからきるといようなことにはあたりませんので、そのへんはご理解をいただいた中で、ただ、西伊豆病院と田子診療所は議員が調べたようにできるというのであれば、環境が整っている方はしていただけるのではなかろうかというふうに思います。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 以上で、一般質問を終わります。

○議長（山本智之君） 7番、山田厚司君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時56分

◇ 堤 豊 君

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告4番、堤豊君。

1番、堤豊君。

〔1番 堤豊君登壇〕

○1番（堤 豊君） ただいま議長のほうから許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私の件名は2点です。財政調整基金の推移について、2番、文教施設整備事業について、この二つを質問いたします。

1番、財政調整基金の推移について。

(1) 西伊豆町の財政調整基金の推移について。

令和2年7月25日静岡新聞掲載の社説に新型コロナウイルス感染対策費の拡大で、地方自治体の貯金に当たる「財政調整基金」が急減し、ほとんどの自治体では財政状況が悪化しているとの記事が掲載されました。

静岡県の基金は、2020年度当初予算編成時の残高208億円から107億円まで減少しました。県内35市町も、それぞれの基金を大幅に取り崩し、残高総計は19年度末に比べ、4割近く減少したとのことでした。

以上を踏まえて質問します。

①当町では、7月末現在で財政調整基金は、総額約24億4,000万円、内、6億円は債券投資に運用、残り18億4,000万円が貯金に当る資金であると思いますが、前年同月に比し、増減の状況はいかがでしょうか。

②その他基金（一般会計）の内、振興基金約10億円、公共施設等総合管理基金約10億5,000万円。ふるさと応援基金約15億2,000万円の大口基金がありますが、前年同月に対しての推移はどのようになっているのでしょうか。

(2) 歳出のスリム化について。

「コロナウイルス」感染は、第2波、第3波が懸念されていますが、財政出動に備えて準備していく必要があると思います。

以上を踏まえて質問します。

①予想される歳出に対し、慎重に見直しをすることが重要であると思います。日本各地で被害が出ている豪雨や台風災害にも対応することはもちろんのことです。

不急な事業に対しては、優先順位を変えていくことがポイントになります。行政は、現在計画している事業の見直しは考えているのでしょうか。

(3) 花火大会の支出について。

令和2年7月13日臨時議会において、1,000万円をかけて町内4ヶ所で花火を打ち上げる議案が提出され、私も賛成し、賛成多数で可決されました。

その議案審議の中で反対討論がありました。

「花火を打ち上げるお金があるなら医療機関を援助するとか、町の礎（いしづえ）である観光業者に利用してもらおうとか、色々な使い道があるはずです。」との内容であり、コロナ騒ぎの中、花火など打ち上げている場合ではないとの発言でした。改めて反対意見を精査しますと、もっともな意見であり、私としては慎重に対応すべきだったと考えます。

以上を踏まえて質問します。

①歳出を抑え、経費を削減する事、お金の使い方をしっかり精査することが重要であると思います。山間部に居住の方は見られないケースも考えられます。町民に公平感を与えるべきとおもいますが、行政の対応は、問題なかったのでしょうか。

件名2、文教施設整備事業について。

(1) 文教施設整備事業について。

令和2年8月11日の全員協議会の説明によると、西伊豆中学校及び仁科小学校の既存施設を全て解体し、同敷地に施設一体型の小・中一貫校と体育館を建設。

統合こども園は、敷地3.4メートル程度盛土造成し、認定こども園も小・中一貫校同敷地に建設するか、認定こども園を別用地に建設するかの2通りの整備計画事業案の説明がありました。

認定こども園を同一敷地に整備した場合、想定事業費61億8,000万円、別用地の整備した場合、想定事業費57億1,000万円と大きな事業となりますので、メリット、デメリットを検討し、精査しなければなりません。

以上を踏まえて質問します。

①文教施設等整備委員会委員、PTA、学校関係者、行政の意見を聴取し、準備されていると思いますが、町内の区長への説明、意見聴取はされているのでしょうか。

②本整備事業は、多額であり町民全員に関係する案件です。

大型案件であるがゆえ、しっかりとした計画を練ることが必要です。足もとを固めた計画時期の再検討は、考えられないのでしょうか。

以上で壇上よりの質問を終わります。

○議長（山本智之君） 町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） それでは、堤豊議員の一般質問にお答をいたします。

まず、大きな1点目の財政調整基金の推移について。

（1）西伊豆町の財政調整基金の推移について。

①財政調整基金及び債券運用の前年同月の比較増減の状況。

②振興基金、公共施設等管理基金、ふるさと応援基金における同年同月の比較増減の状況は関連がしてございますので、一括で答弁をさせていただきます。

まず財政調整基金でございますが、前年同月である令和元年7月末の残高が、28億6,954万7,717円で、4億2,458万236円の減。対前年比17.8パーセントの減となっております。減少の主たる原因は、森林整備基金に1億円、公共施設等総合管理基金に3億円を振替を行ったためによるものでございます。

一方運用債権につきましては、昨年が2億円で、本年度4億円の増となっておりますが、現在債権は6億円の範囲以内で運用しており、たまたまこの時期に行いました、借り換えを目的とした債権売却に重なったために差額が生じたものでございます。

次に振興基金でございますが、昨年が10億51万2,996円で、33万6,438円の増。対前年比0.03パーセントの増で、こちらは利子収入によるもので、ほぼ横ばいとなっております。

続いて公共施設等管理基金でございますが、昨年が8億3,109万6,345円で、2億2,393万3,446円の増。対前年比26.94パーセントの増となっております。増加の主たる原因は、3億円の基金積立によるものでございます。

最後にふるさと応援基金でございますが、昨年が12億5,934万6,404円で、2億5,881万525円の増。対前年比20.55パーセントの増となっております。こちらはふるさと応援の寄付金が、令和元年度においても、堅調に増加していることによるものでございます。

次に、（2）歳出のスリム化の計画的についてでございます。

①現在計画している事業の見直しは考えているのかとのご質問でございますが、事業につきましては、今年6月定例会の堤豊議員にお答えしたとおり、すべての事業が重要でございますので、見直しはいたしません。ただ、堤議員が、不要と思われる事業があるのであれば、ここでお示しをお願いしたいと思います。

次に、（3）の花火大会の支出について。

町民に公平感を与えるべきと思うが、行政の対応は問題なかったのかとのご質問でございます。大沢里地区に対しましては、送迎の車を手配をさせていただきますでしょうかとのお話は

させていただきました。100パーセントの公平性は保てませんでしたが、最善は尽くしたと考えております。

次に、大きな2点目の文教施設整備事業について。

(1) 文教施設整備事業について。

①の文教施設等整備委員会、PTA、学校関係者、行政の意見を聴取し、準備されていると思うが、町内の区長への説明、意見聴取はされているのかとのご質問でございます。

文教施設等整備委員会には、各区の区長代表の皆さまにも入っていただいておりますので、意見は反映されているものと考えております。

最後に、②の本整備事業は、多額であり町民全員に関係する案件です。大型案件であるがゆえにしっかりとした計画を練ることが必要です。足もとを固めた計画時期の再検討は考えられないのでしょうかとご質問でございますが、計画時期を遅らせると建設費が安くなるという確証があれば、検討の余地はあると思います。ただ、いつ来るかわからない津波から住民の命を守らなければいけないという使命もこの計画には含まれており、堤議員が仁科地区の方々の避難場所がない状態でもよいということであるならば、足踏みもあり得るのかもしれませんが、私は3.11の惨状を見る限り、逸早く備えをしなければと思っておりますので、計画通り行いたいと思っております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） どうもありがとうございました。それでは、再質問の方をさせていただきます。

今、町長のほうから財政調整基金の詳しい説明がありました。総額で4月現在の基金の総額は、約71億とんで200万円ということであると思います。預金にするなら、預金が65億200万、債権が6億円ということになります。そういう中で振興基金、約10億、公共施設等総合管理基金が10億とんで5,500万円ということですけど、このへんはふだん、基金ですから当然あれなんですけど、積み上がったたり、こうあれするんでしょうけど、具体的にここの例えば、今度の学校をやるとなったり、そういうふうにした時に、当然借入れをすとか、そういうものもあるかもしれません。この振興基金とかこういう公共施設等のこういう基金を取り崩してそういうものに使われる予定があるかどうか。そのへんについて、いかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今後取り崩して使うことは考えられると思います。ただ1点だけ、ち

よっと確認をさせていただきたいんですが、今再質問の時に、議員は財政調整基金が70億あるというふうにおっしゃったんですけども、私のほうではすべての基金を合わせてそのぐらいの把握はしておりますけども、もし文言が間違っているのであれば、訂正をされたほうがよろしいかと思えます。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 7月末現在の基金残高でいただいた総合計が基金積立金が71億飛んで200万円という形で、資料をいただきましたもので、それで発表させていただきました。預金は65億200万。債権が6億円ということですから、7月末現在の基金残高は今言ったあれで間違いはないかと思えます。

じゃあ、次の質問に入ります。預金、約65億。

○議長（山本智之君） 堤議員君。財政調整基金。

今の総額ですよ。

○1番（堤 豊君） そうです。

○議長（山本智之君） ですから総額でというふうに。

○1番（堤 豊君） 総額です。

今、総額でということ、ございまして、ちょっとそのへんが上手に説明ができなかったかもわかりません。その預金、基金というのはいろんなこう、諸先輩方がやった、またみんながやったものの積み重ねが65億という形での大きな、簡単に言えば預金になっているわけですけど、この預金というのは、参考のために教えてもらいたいんですけど、具体的にはどのような形で預金をして、どのような銀行に振り分けているのか、教えていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 会計管理者。

○会計管理者（森 健君） 預金の振り分けでございしますが、指定金融機関並びに指定代理金融機関に、かつてから均等に振り分けられたものを準用して運用しております。基本は定期預金ということでございしますが、最近では地方銀行なんかの利率が減っている関係で、決済預金、決済系預金に振り替えているケースというか、という方針に方針転換をしておりますが、基本は定期預金ということでありませう。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） この超低金利0.01パーセントと云えばほとんど金利が付かないような中で、こういう大きな資金があるということであれば、債券運用で私が反対したとか何とかま

た町長から怒られるかもしれないけど、こういう時だからこそ、元金がしっかりしたものであるならば、その債券運用のほうの支出をして、もう少し利息が入るようなものに、こういう使う間のあれは、されたらどうかと思うけど、そのへんは町長のお考えはいかがですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 私たちは、最初からそれを皆さんに訴えていたと。ただ議員は頑なにその運用はいかんというふうにおっしゃっていたわけですので、今6億円で収まっていると。その後加藤議員からも一般質問を受け、議会の皆様の総意として増やすことが可能だということであれば、ご報告を願いたいと言っておりますが、その報告が上がってこないというのをみると、今だに議会の方は、債権運用は6億以上はいかんという判断をされていると、町としては考えております。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 私がその話になって、その預金は1,000万円レベルでいけばちゃんと保証されていますけども、債券の場合にはその元金保証とかそういうのというのは、基本的にはもし大きな大不況が来たと、そうした時に補償されない可能性というのはあるんですか。なぜか、その債券運用している証券会社が潰れた場合には補償はしてくれないという考え方があるから言っているのであって、そういう町の大事なお金だからということですけど、この時期にその一つの、後で一番最後に言おうかと思ったんですけど、非常にとんでもない大不況が今目の前に迫っているんですね。だからそういうことを言っているんであって、今回のようにまだそういう使われないこういうものがあるならば、その間一定の資金を運用されるのもいかがですかと、そういう意味で言ったんで、別に私なんでもかんでも、いけいけどんどんでやれということを行っているわけではない。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 当時からの全協であったりとか、この本会議場で行われた議事録を全て読み返してください。いかに今堤豊議員が言われていることが、おかしいことを言われているのか。また、今までとは全く真逆のようなことを言われているのがご確認できるかと思えます。私達はこの6億円という金額を出したのも、当時の総額の基金残高が約60億でございましたので、その1割ぐらいは運用させていただければということをお願いをしたものでございますので、それは議員の皆様もご認識はされておられるかというふうに思っております。大不況になり云々で証券会社がというふうにおっしゃいますけれども、債券の場合は、証券会社が倒れても、元金は残っておりますので、安全性は銀行が倒産するよりは、ござ

いません。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） ちょっと私の勉強不足かもしれないですけど、それはここであれですけど、証券会社といえども、そのあれはないこと、これは私が完全に確認をしてないということだから。次の質問に入ります。再質問に入ります。

歳出のスリム化についてでございます。何で歳出のスリム化をしなきゃならないかと言うと、当然皆さんが議論しているように、コロナ対策というのが必要になっているわけです。そのコロナ対策は何かと言うと、生活と雇用を守るための支援。具体的に言うなら、医療従事者、それから介護職員者への慰労金支給をするなど、休業手当を受けられる労働者に対する支援、中小企業に向けてやる支援、中小企業、小規模事業者に向けする資金繰りの支援、農林業者、食品業者に向けての支援等々目白押しの支援策がこれから、コロナが収まらない限り必要になると思います。

そういう中で、当然すべてを町が、国が、県がやるはずはありません。従って、我が西伊豆町にも当然この今言ったコロナ対策、生活、雇用を守るための支援に対して町に応分の依頼が来るかと思えます。従って、そのスリム化をするという意味は、そういう所にお金を使わなければいけない時が来るからスリム化ということで、ご質問をしたわけですけど、そのへんについていかがですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 町としては支援は必要だというふうに思っておりますので、4月7日に国が緊急事態宣言を出した次の日に、ご来町をご遠慮しながら、自粛をいただいた町内業者さん、該当する所にはすべて支援をしてございます。先日医療機関にも支援をすることを決め、そういったものに関してはしっかりと対応をさせていただいておりますので、今後はその動向を見ながら、追加支援が必要であれば検討はするということも、今までの議会では答弁をさせていただきました。

ただそうは言いましても、やはり小さい自治体のほうが、すべてがなんでもかんでも見るということは不可能でございますので、県、国のほうに市町への支援をお願いをしたいということで発言をさせていただいたところでございます。ただ、事業につきましてはすべてが重要なので、スリム化をしないということは、6月にも答弁をさせていただきまして、今回もそのように答弁をさせていただきました。

逆に議員のほうで今、今年度予算に載っている事業で不要である、来年まで流せ、再来年

まで流せという事業があるのであれば、スリム化の観点から教えていただければということ
で壇上から答弁をさせていただいたものでございますので、ぜひ提示をしていただければと
思います。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） それでは（3）の花火大会の支出について。歳出のスリム化は今終わ
りましたね。今考え事していたので、もう一度すみません。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほど壇上でも申し上げさせていただきましたが、私達のほうとし
ては、すべての事業が重要であると考えておりますので、スリム化するための要は削減する事
業はないと。これは6月にも答弁をし、今回も壇上で答弁をさせていただきました。議員は
スリム化が必要だということであるのであれば、令和2年度の予算はあるわけでございます
ので、ここに載っている事業で不必要だ、スリム化に値するだろうというものがあれば、お
示ししてくださいということで、壇上でも申し上げ、先ほどもお願いをしたものでござい
ますので、ぜひスリム化が必要である事業を示していただければというふうに思います。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） たいへん失礼しました。私がおっしゃっている不要というのは、次の私、
学校のほうのところでも申し上げようと思うんですが、非常にその大きな61億という何某の予
算計上されて、もちろんこれからいろんなところに町民の皆さん、我々議会にも最終的に来
るんでしょうけど、そういうものをやっぱりこう圧縮した形である程度もの考え方をして
いかないと、その時にえいっとドンと突っ込んで、後からというわけにいかないから、
そういう意味で見直しをされて、少しいろんな意味で圧縮した形でスタートできる体制を取
っていただけたらいかかと、そういう意味で言った私の意見です。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） あの、歯切れが悪くて、こちらもちよっと考えにくいんですけど、じ
ゃあ堤議員は学校の統合新設はするなというようなことで、それをスリム化しろというふう
に思われているというふうに私たちは理解すればよろしいのでしょうか。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 次のページのほうに行こうと、文教施設の前で今話になっちゃったから
あれですけど、今町長からお話がありましたけど。まあ先に町長からお話がありましたんで
すけど、やっぱり今回のこの文教施設というのは、我が西伊豆町にとって60億何某かのそう

いう金額、またそれに追加されるかもしれない。これはやっぱり我が町の大規模重要事業であると考えています。

従いまして、我々じゃあ皆さんと話し合った結果、議会において、じゃああんたちが最終的に決めると言われても、我々も判断がこれだけの大きい事業をやる時には、町民の皆さま、区長さんも含め、そういう町内会の皆さんも含めて皆さんの意見を反映した形で議会としてこういう形でやりたい。そして、次のページでやろうと思って。そういう大きな金額をやる時に、やり方もいろいろな方法があるかと思うんです。

どーんと計画どおりのとおりにいくのか。いや、うんとかう縮小した形で20億とか、30億の形でやっていけるものはないのかどうか。いろんなやり方があると思うんです。私は、やるなどは言ってません。ただし、やり方もいろんなあれがあって、後から追加で建物が建ったり、経費の問題とかそういうのはあるかもしれませんが、そういう意味で申し上げているんであって、私は、反対をしているわけ。

ただし、金額のこの60何億については、個人的には反対します。やっぱり、このコロナのこの経済が不安定な環境の中で、これだけ大きな投資を一気にやってしまうというのは、いかなものかと思えます。なぜか。これだけ少子高齢化、一つの学校、一つの部屋を作るのに、一部屋、一つのクラスに何人もいない。そういうものが、一クラス二クラスできるわけでごさいますして、そこにそのお金を投入して、もちろん防災の関係とかそういうのはあるかということになるかと思えますけども、今町長がそういうあれしたから言いますけど、6階建てがいいのか、いや4階でも3階でもいいんじゃないかな。そうすればお金のあれが経費がもっと削れるんじゃないかな。そういう思いで私は言っているんですけど。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） あの、判断ができないというふうにおっしゃいますけども。私も当然住民から選ばれてこの場所に立っていて、あと半年でどうなるかというところでごさいますけども、皆さんも住民から投票をいただいて、その場所に座っておられるわけですね。この学校施設の建設に関わることについては、事細かに全協もさせていただいておりますし、たしか3月か4月の時には4案をお示をし、お金が掛かりすぎるので、現状の建物を改修するとこのぐらい掛かりますよというような中で、多数が1、2案の新設ということではなかったのかなというふうに思います。

これはボーリング調査の結果、土壌が安定していない所に今の校舎が建っているわけでごさいますので、当然改修をしたとしても、液状化の状況は免れないということの判断のどこ

ろから、皆さんも同じようなことを考えて下さっているのかなというふうに町としては推測をしております。その間、3ヶ月4ヶ月経っている中で、住民の意見はじゃあ堤議員は個々にお聞きになったりとかしないのでしょうか。

あくまでも町が住民説明会を聞いて、住民の意見を全て受け入れなければいけないのか。じゃあ何のために議員は議会活動をされているのかということを見ると、私達は議会の皆様も住民の代表ですから、住民の代表の町としての意見と、住民の代表の議会の意見をすり合わせて私たちは計画を練っているわけでございますので、それを自分の都合で私の意見は広く聞けてないからまだ判断ができないというのは、それは議員としての議会活動をどのようにされているのかということ、ちょっと私はよくわかりませんので、判断はできませんけれども、私達としては当然各々の議員の皆さまは、それぞれにご活動をされて、意見の集約はできているものというふうな判断をしておりますので、全協などで皆様のご意見をいただいて、より多くの方がご賛同をできる案に今修正をしながら、計画を進めているというものでございます。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） もう花火のほうは飛んじゃって、今文教のほうに入っちゃってますから、この形でやります。

○議長（山本智之君） いいです。そのまま文教施設に移りますか。

○1番（堤 豊君） すみません。

○議長（山本智之君） 花火のほうはよろしいですか。

○1番（堤 豊君） 花火のほうはあれですけど、花火のほうで一言入れたかったのは。

○議長（山本智之君） あとででもけっこうです。

○1番（堤 豊君） そういう感謝の気持ちとか、とういうのが伝わったのかな、町民に伝わったのかなというのが、それをちょっと質問したかったからしたんですけど、今もう文教施設のほうに入りましたから、そっちのほうに入ります。

文教施設の中であれなんですけど、今町長がみんな我々がそういう区長さんとかそういうのと言うけど、この文教委員会の中でコロナ騒ぎがあったからかもしれませんけど、この我々仁科地区、8区長さんがいます。その8区長さんがいて、たまたまそういう一種のそういう区長さんたちと連絡の取り合いとかそういうんですけど、今のもちろん委員長さんは、我々仁科地区のあれはもちろんご存知だと思んですけど、ほかの7人の区長さんたちは、そんなにもう進んで、こんな状態になっているのかという、実は我々前の区長会の時に話をした

時にそういう話が出まして。おい、ちょっとそれは早すぎるんじゃないかと。もう少しじっくり話し合いをしたらいいんじゃないかと、そういう意見が出ました。それでこの質問の中に町内の区長、説明、及び意見聴取をとということで質問したわけです。だから、どうぞ。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 学校建設につきましては、町のほうが全く町民にお知らせをしてないわけではなくて、清野教育長のいらっしゃった時からすでに4回文教施設の事に関するお便りを4回出させていただいております。今回もたぶん9月1日の折り込みに鈴木教育長になられてからの新しいものを出させていだいたかと思っておりますので、計5回のお便りが全戸に配布されております。この中で今まで行ってきました議論であるとか、こういう方向に進んでいるということも当然書いてありますので、町のほうとしては、町民のほうにお知らせをしていないということにはあたらないというふうに思っておりますし、学校統合の話ができてから、中学校は令和何年、その当時は平成30何年という話であったんでしょうけども、この小中統合、認定こども園の統合に関しては、令和6年4月1日から新しい校舎で行っていききたいということは、冒頭から申し上げさせていただいたものでございます。

それで議論が進んでおりますので、当然そこで新校、新しい学校の開設をするのであれば、いつの時点で建設をしなければならない。いつの時点で解体しなければいけないということ逆算すれば、私達は全く早く進んでいるというふうには思っておりませんし、今回もそうですが、皆さま方のそれこそ区長さん、PTA会長さん、学校の先生などのご意見をいただき、総額ではなかなか総論は賛成だけでも、各論では高すぎるというようなご意見をいただいて、認定こども園に関しては、別棟に建てさせていただきたいという2案を提示をさせていただいております。

これはすべて急いでいるわけではなくて、いろんな方の意見をいただきながら、なるべくベターで皆さんがご納得いただけるものに方向転換もしながらも、進めているものでございますので、意見を聞いていなくて思ったままに進んでいるということではなく、しっかりした歩みをした中で着実に帆を前に進めているという認識を持っておりますので、その都度都度、今の経過についてはお示しはさせていただいているというふうに考えております。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） その前に戻りますけど、私ほかの地区の田子、安良里、宇久須の区長さんとはそういうあれがないものであれですけど、仁科地区の今言った、区長さんのそういうお話聞くと、こういう進捗をしている、コロナがあったもんで会議とか、すごく少なかった

ということで、聞いておるんですけど、よくまだ区長さんたちは理解を私の意見を皆さんの話を聞くと、理解をしてないんですね。それで金額が、新聞には何度か60億というの出ましたけど、やっぱり、おい60億もそんなに学校というのは掛かるのかと、こういう驚きの声が出てるんですね。60億もちろんそれが、学校の補助金とかそういうものがあるから実質的にというものはちょっとそれは国とか補助金がまだどうなるかわかりませんが、ただこのコロナ騒ぎで経済が非常に不安定な状況の中で、なんでここを進めなければならない。今急いでやらなければならないか。1年2年待てないかという、そういうことを私は考えているから言わせてもらっているんです。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 確かにコロナ騒ぎということは、皆さんおっしゃいますけども、来年の4月1日から中学校が賀茂中学校に統合されます。統合されたと同時に中学校が既校舎になりますので、体育館を含めて解体を行います。それから解体が終わってから新設になりますので、建設をしていくのは令和4年度に実施をされていくというふうに思います。ここまでコロナがずうっと引きずっていくのかということは、私達には先がわかりませんので、全く見当はつきません。逆にコロナで景気が低迷しているからというのであれば、公共投資をして、景気の下支えをするのもこれも役場の仕事の一つだというふうに思っております。

景気がいい時には、基本的には行政は私は何もしない。民間のそういったものでお任せをして、景気が悪くなったらこそ、公共投資で支えることが私は必要だと思っておりますので、そこで言うのであれば、このコロナで景気が悪い時にはそういう時こそ、しっかりとした公共団体が下支えをするというのには、逆にうってつけではないかというふうに思います。

確かに金額的に60億というのは高いということから、認定こども園を別棟にすることによって、3億何某の金額が減るとか、じゃあプールをどうするとかというようなことで、町としてはスリム化を一生懸命図っているところでございますけども、その中にはなかなか意見の対立というものも当然出てくるとは思っております。そうは言いましても、やはり必要なものと財政的なものも考えなければいけませんので、町としては最善を尽くしているというのが現状でございます。

身銭につきましては、すべて57億出すわけではなくて、やはり国や県などの補助をいただきながら、ある程度まとまった金額にはなりますけども、必要なものは出していく。ただ以前から質問がありますように、財政状況を鑑みて、財政収支などやっておりますけど、今の西伊豆町の基金の積立残高から見れば、この事業は乗り越えられるという判断をしているもの

でございます。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） ぐるぐる同じことを質問しても、怒られるからあれですけど、少子高齢化が進んで、生徒数がものすごく少なくなっている。そういう中での今回のものの建物とか大きさとかやる。だからさっきちょっと言いましたけど、6階、生徒数の数から言ったら、各学年が一つずつの部屋で済むなら、なんで6階も防災の関係とかそういう説明がこの前ありましたけど、4階、3階ぐらいでできないものなのかな。盛土もして何もしてという部分もあれば、そういうことで言っています。

あとは、少子高齢化が進むということは、我が西伊豆町だけの単体だけでなく、隣町の松崎町があります。まったく我々と同じ情勢があります。じゃあ、小中の次といたらどこに行くんですか。高校ってどこに行くんですか。我々はその近隣の高校に行く方が非常に多いと思われるので、最終のところ、そこから大学に行く人とか、そういうのはその人たちのものの考え方ですけど、今、高校へ行かれるのは非常に多いということを考えると、やっぱり広域連合の中で、松崎町と西伊豆町で合わさった形でやれば、お互いに斎場の問題とかそっちは出てきますけども、そういうものも含めてやっていけばもっと話し合いができれば、違ったまたいい意見が出るんじゃないかというふうに考えるんですけど、どうでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） あの、堤議員は6階の建物にこだわりますけども、1階がどういうものが入っているかご存知ですか。また6階がどういうものが入っているかご存知でしょうか。学校施設としては、2階から4階まで、2階から5階までの4階部分しかございません。ですので、びっくりするほど、学校の教室が増えるということではありません。そこには、なぜそんなに必要なのかと言うと、小学校も中学校も両方が混じわるからそれだけのものが要だということでございます。

議員の今のお話ですと、それがなくてもことが足りるようなことを平気でおっしゃいますけど、午前中の加藤議員の質問の時、加藤さんはどういう主張をされていたかと言うと、やはりそういった逃げる施設というは地区には必要だろうということはおっしゃっていました。もし、堤議員がそういうこと言うのであれば、安良里のほうで欲しいというかもしれません。小学校からすべてそろった施設を。ただ、そうは言っても、保護者であったり地区であったり、いろんな方の意見を聞いた中で仁科の今の既存の所で新設をしようという事で話があるわけでございまして、当然仁科地区には避難所はほとんどないといってもいいぐらい浸水区

域にみんな該当しているんです。

この建物も耐波性がないということは議会でも報告させていただいたかと思いますが、地震が来て津波が来たら、この建物は使えないんです。そうしたらじゃあ、この浜地区の方、大浜の方、沢田の方はどこに避難するんですか。それを考えれば、この6階建てという建物は当然必要になってくるわけです。ですから学校の建設だけではなくて、防災機能も含めたすべてのことを網羅した中で、立ち止まるのではなくて、必ず必要になるから明日地震が来るかもしれないということを想定して、なるべくスムーズに早く建設をしたいということで、皆さまのご意見をいただきながら、進めているわけでございますので、壇上でも答弁させていただきましたように、議員が仁科地区にそういった避難施設がいないということであるのであれば、建設する必要もないのかもしれませんが、私達行政としては、3.11の状況を見れば、1日も早く欲しいということで進めているというものでございます。

○議長（山本智之君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後15時38分

再開 午後15時44分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） もう少し時間があるようですから、お願いします。文教施設のこれにも関連しますもので、現在の皆さんももう新聞紙上で、皆さんも勉強されているから私はこんなことは釈迦に説法かもしれませんが、現在の経済環境が新聞等でいろいろこうしますけど、その中で要点的にこういう環境だってことを皆さんにお知らせします。

今の経済環境は内閣府が8月17日に発表した2020年4月から6月の国内総生産GDP、これにつきましての経済値が最悪の年27.8パーセント減という大きな経済環境の落ち込みがしております。こういうマイナス成長、自動車関連から観光産業から非常にその静岡県としては依存度の高いものがほとんど傷を追っているような状況です。経済の足元が非常に悪いという、こういうことは皆さんもご存知だと思います。

これは日本の国のことだからとかじゃなくて、海外にも目を向けてちょっと調べてみたら、

こういうものが出てきてびっくりしました。アメリカ、20年、2020年4月から6月の実質GDP年率、マイナス39.2パーセント減、ユーロ圏19か国ヨーロッパですね、2020年4月から6月実質GDP年率なんと40.3パーセントと減という、もうこの新聞紙上を見ると、経済のこれを見ると恐ろしくなるようなものが実は我々の世界でマイナスの大不況が目の前に迫っているんですね。

こういうことが外れることを私はもちろん願うわけですけど、非常にこの環境が悪いというのを申し上げたかったから、ちょっと今発表したわけですけど、もとへ戻らせてもらいますけども、こういう状況だから、この文教施設のこれについては、もう少し額を圧縮した形での見直しとか、そういうものができないものかどうかということで、町長にさっきから言っているんですけど、これについては60億、もう少しワンランク上にしたら、それで進めるということで町長の考えはあれですか。どうするですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですから、これについては、過去の全協でもお示しをしたように、4案を提示した中で、バランスを取って2案が皆さんのご理解をいただけるんであろうということで、57億の案があります。ここにプールの建設をするかしないかによって、また数億削れる可能性があるわけですよ。そういったものをしっかり議論をしながら今進めているというところがございますけども。

じゃあ明日の芹澤孝さんの一般質問の通告がどういうのが出ているかということになると、そうじゃなくてフルスペックでやったほうがいいんじゃないかというようなご意見も当然あるわけですよ。ですから町としては、当然バランスを見て行っていかなければいけないということで、堤議員の言っている主張であったりとか、違う方の主張というものをミックスして一番いいベターなところをどこなのかということで探しているわけがございますので、そのために色々な方のご意見をいただくということで、文教施設整備委員会というものが当然あるわけがございますから、そちらから出ている意見を反映させて今物事を進めているということで、61億でやるとは決まっておられませんし、今第2案のほうで皆さんに提案をしておりますので、その金額でいくと今のところ一応57億が予定されているというものでございます。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 今、町長の金額の具体的なそういうものがありましたけども、さっきの所に戻りますけども、そういうものが一つの行政としての考え方がまとまっているというこ

とであるならば、なおさら、その文教委員会というのが区長さん連中のところに伝わっていない部分が非常に私ら仁科地区だけしかわかりませんが、伝わっていない部分がありますから、もう少しその各区長さんのところに、こういう事業でこういうあれだってことは、やっぱり我々はもちろん議員も、こういうことで啓蒙してこういう形で子ども達を育てていくんだということをやらなきゃならないけど、それはしっかりやったほうがいいと思う。

なぜかと言うと、文教委員会そのものというのが、あれを見ますとあんまり数をやってないんですよ、区長の代表の方のPTAの会長とかそういう人がいますけども、このコロナ騒ぎで会合が減ったというふうに私は知ったもので、そこらへんが私は何回やったとかそういうのがちょっとよくわかりませんが、今言った区長会長さんたちが出た会議というのは、最近ですと3回ぐらいしかやっていないと思うんですけど、これ私間違っていますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然ですね、このコロナの騒ぎがありまして、3月からほぼ西伊豆町としての会合、要は人を集める行為については行っておりません。もし何かあると困るということでございますので。

ただ、6月、7月ぐらいから、徐々に必要なものはやらないと間に合わないものがありますので、開催はしております。ですから、令和2年度については、本当に少ないという現状で今来ているかというふうに思いますが、令和元年度については、それ相応の数をこなしてきておりますし、私になる前に一度そういった文教施設の関係の会議があったというふうには思っておりますが、その当時よりも今のほうが回数は多く実施をしておりますので、足りてないという認識は町としてはございません。尚且つ、この案を示すにあたって、制服もそうですけども、PTAの皆さまに説明をする必要があるということでPTA代表の方たちから言われておりますので、制服も展示会をしておりますし、また第2案というものが出てきて、町としてはそちらにスライドをして方向をちょっと変えたいというような説明も保護者説明会を2回をさせていただいたりということで、要望があればそれに応えて説明会は行っておりますので、町としては説明が不足してるとは認識はございません。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 最後に一つ、私の意見を述べさせていただきます。町長もご存知のように、来年4月は我々選挙の年であります。組長選挙、我々議員の選挙、それから町内会長、それから区長さんもちよほど半分交代で変わる時期に来ています。そういう時期でございますので、誰がどういうふうになるか。そういう対策する人もいろんな人もいるでしょうから、

やっぱりその時期がもうそこに、来年のそこに迫っておりますから、そこまで待って、そして最終的に新しい新体制というか新首脳陣で事を勧めれば、もっとこうあれするかもしれないけど、今ここで事を急いでいつ議会のほうにその決定をするかもわからないけど、それよりは来年の選挙と言うのは目の前に我々控えているわけですから、そこまで待って、その結果を見て最終的にこの学校問題の金額とかそういうことを上程されたほうがいいのかと思いますけど、最後に町長の考えいかがですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） よくそういう責任逃れをする方がいらっしゃるのは、私も承知をしております。では、来年4月に改選をして、ここも変わるかもしれないし、そちらも変わるかもしれない。じゃあ、新しくなった時に、初めから説明をしろと行って、今の皆さまと同じようなこの経過を理解するまでに1年2年かかった場合、そこでもし地震、津波が起こったら、どなたが責任を取るんでしょうか。

あの時に議会で決めなかったツケというのは回るわけですね。ですから、私達は今ある立場でしっかりと議論をして決める時には決める。これが私たちの立場の負う責任だというふうに思っておりますので、それがたまたま時期が5月に決めなければいけないのであればそうなのかもしれないし、逆に私たちの任期中の3月に決めなければいけないのもあるかもしれません。それはその時の立場の方達が議論をして、責任をもってしっかりと議論をして決断をしていくというのが必要だと思っておりますので、私は改選があるから云々ということで遅らせるも早くもするの、そういうことをする必要はないというふうに思っております。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） すみません、私がこの学校問題のことを言っているのじゃなくて、避難タワー、町長が今進めている避難タワーについて何も反対はしません。賛成です。これから進めなきゃならない斎場の問題だって、そこで早く決めなければならない。いろいろほかの案件というのはたくさん控えているわけですね。ただ今回は学校問題というのが、大きなどんと金額が大きい中での一つの出されたわけでごさいます、それを今言った早急にするよりはその時を待ってスタートしたわけだから、みんな別に我々全員変わらなきゃ、行政の皆さん、課長さんたちとかだって変わらないで、皆さんそのまま推進していくのしょうから、その人達の意見が当然大きく反映されて、次の人達のバトンタッチをするというのは当然のことですから、そういう中で改めてやれば、今ここであの時に、ということで何回

も我々西伊豆町って失敗しているじゃないですか。それを私心配しているから、今、私最後に申し上げたいです。

以上です。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 堤議員は、とても勘違いをされているというふうに思うんですけども。当然こちらにいる管理職を含めて、行政の執行部としては、行われてきた既定路線を進む。これがふつう筋だと思います。ただ、決めるのは役場の職員は決定権はございませんので決めません。当然予算であったりとか、条例を通すすべて決めるのは議会です。ですから、こちらでなくて皆さんが決める立場でありますので、その人達がじゃあまた春過ぎに改選があって、この知識に得るまでに半年1年掛かったら、その議決は進まないわけですよ。だからそれは、立場のある決定をできる人たちが、決定できる時にするのが私はベストだというふうに申し上げたものでございまして、当然役場としては粛々と進めていきいますけども、決定権者が決めないことには前に進まないということだけご理解いただきたいと思います。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 以上で一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（山本智之君） 堤議員、花火の件はよろしいですか。

○1番（堤 豊君） いいですか。じゃあ花火の件、一つだけ追加でお願いします。反対議員の意見の中で、町のそういうあれがみんな本当に感謝の気持ちとかそういうのが本当にそれがすべて行き渡ったかどうかというのを、非常に疑念をされている反対議員がいましたものでそれを代弁して、私もその時は賛成議員ですから、今更何言っているんだと言われるとあれですけど、まあそういうので、今回の花火の結果というか反応というか。まあ町長の発言はみんな喜んでいただいということ、それなら、大変私は結構だと思うんですけど、いや俺は見れなかったという、そういうような声もちんちん聞かれたもので、総括して最後に花火大会の町長の、その反応というか、そういうものがどんなだったものか教えていただければ。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 反応としては、大方よくやってくれたという評価はいただいているかと思いますが、確かに議員のおっしゃるように100パーセント平等に花火を見ていただく事ができたいかという、できなかったわけでございますので、そのへんに対する批判が出るとするならば、これは私の不徳の致すところであるというふうに考えております。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 以上で、一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君の一般質問が終わりました。

◎散会宣告

○議長（山本智之君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時56分